

2024

模擬国連研究雑誌

模擬国連の探求

2024 年度 第 1 号

前期会議編

発行：日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本誌の利用に関するご質問は編集を担当する日本模擬国連代表部研究までお願ひいたします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

目次

| | |
|---|----|
| 模擬国連の軌跡 | 4 |
| 京都研究会後期会議『宇宙条約』 | 5 |
| 駒場研究会後期会議『内政不干渉原則』 | 9 |
| 日吉研究会後期会議『第二次国連海洋法会議』 | 11 |
| 四ツ谷研究会後期会議『人民の平和への権利宣言』 | 15 |
| 京都研究会春会議『死刑執行モラトリアム』 | 25 |
| 九州支部 Golden UN Camp 『スエズ戦争』 | 27 |
| 京都研究会前期会議『条約法条約』 | 32 |
| 神戸研究会前期会議『天然資源に対する恒久的主権』 | 40 |
| 名古屋支部前期会議 「第 15 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP15)」 | 43 |
| 北陸支部前期会議『シリア情勢』 | 47 |
| 四ツ谷研究会前期会議『新国際経済秩序樹立に関する宣言』 | 53 |
| 名誉ある諸会員による寄稿 | 59 |
| クライシス会議『香港動乱 2019』企画書 | 60 |
| 東ティモール情勢 | 63 |

* お詫びとお断り

今号では、『模擬国連の探究』発行が止まっていたために未掲載だった、2023 年の後期会議・2024 年の春会議の会議報告も併せて掲載しております。掲載が遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

京都研究会後期会議『宇宙条約』

会議監督：野沢康一郎

1. 会議概要・目的

会議概要・設計

今回の 2023 年度都研後期会議で扱った議題は 1966 年に採択された“宇宙条約”を国連総会に提出するための条約案を作成した会議である、宇宙空間平和利用委員会(以下、COPUOS)でのニューヨーク会議、ジュネーブ会議を議場とした。

自研の多くの会員にとっては、本会議が全日本大会に向けて最後の会議であることであることを念頭に置き、今年度最後の自研会議で試せることをすべて試すことのできる、ラストトライアルとしての場を提供することを目的としたそのため、会議としてのレベルを高く設定するが、国益や戦略の設定が難しくならないような議題を検討した。

また、簡単にこの会議の概要について触れると、　　なお、本議場は COPUOS の意思決定がコンセンサスであることにならい、論点・TT 案並びに決議案コンセンサス採択が要件とした。

本会議の目的

先述した通り、本会議が全日にむけて最後の調整の場として本会議を設計した。そのうえでフロントとして、全日にむけて、また、来年度を見据え、デリに対して以下の目標を達成できるようにメンターや配布資料で伝えた。旧メン以上のデリには自分が今までやってきた模擬国連のゲームの戦い方を踏襲し、より磨き上げることもよし、新しい戦術を試す場としてもよし、自分なりのスタイルを確立、またはより強固にしてもらうことを、他方で新メンにおいては事件会議の特性上なかなかシングルデリを経験する機会が少なかったことに着目し、シングルデリでの動き方を把握し、先月行われた新メン会議よりも難しい会議で、準備段階から当日の行動自分なりの模擬国連への取り組み方を確立してほしいという目標を設定した。結果として、今回の参加者が今まで以上のパフォーマンスを発揮し、特に、新メンの成長が顕著に見られ、フロントとしてこれほど嬉しいことはない。

コンセプト

本会議のコンセプトは“*On Your Hand*”とした。

この言葉に込めた思いは 2 つあり、1 つ目は今までやってきた自分の取り組みを糧に成長し、自分のデリ像を“手”につかんでほしい、というものである。

2 つ目の思いとは、私見であるのだが、模擬国連においてフロントの想定に基づいてデリを誘導し、会議が一見“成功”するという会議の在り方に対する疑問を始めたものだ。確かに会議の円滑な進行、破綻を防ぐためには議題理解のレベルを引き上げるなどするフロント

の適切な介入は必須であろう。しかし、フロントのコントロールが強い議場で、果たして私が求める、デリのスタイルの確立、自己の確立につながるのだろうか。フロントが釈迦の様にデリの進む道を手でふさぐことがあってもいいのだろうか。志を持つ孫悟空の冒険をせき止めてもいいのだろうか。そのため、今回の会議では極限までデリの意思を尊重し、戦略、国益設定も議題理解度が一定程度あることを確認したうえで、デリに戦略ゲームとしての模擬国連の主体性、それに伴う国家を背負う責任をデリの手に委ねるという方針を定め、また、その願いをコンセプトにも込めた次第である。

2. 会議の経過、成果文章について

事前会合

本会議においては事前会合を実施した。今会議の論点はフロントから顕在する対立点を提示したのみにとどめたため、また、各国の立場によって有利な論の展開を目指すにあたって各国にとって好ましい進行方法や論点設定を考えてほしいと思ったためである。

事前会合は、事前に提出された論点案、TT案を整理するところから始まった。

TT案については大きな対立として、条約案ベースでの議論か、論点ベースでの議論か、という対立が見られた。前者は米、ソ連、日本の提出したTT案に基づくものであり、史実においても米ソ両国がそれぞれ国連事務総長、COPUOS 委員長あてに条約案を提出した経緯に則り、自国が提出した文言に対し、修正案を回収することで対立点を解消することが狙いであり、日本は米ソ両国の条文の類似点などを整理してから全体討議に回すよう提案した。後者はシエラレオネ、カナダ、UAR から提出されたものであり、特に宇宙開発後進国であるUAR、シエラレオネは法原則宣言（宇宙条約の原点となった総会決議。宇宙活動における基本的な原則を確認したものであり、これから宇宙に関わる条約や国際法策定におけるバイブルとして扱われた。）で確認されていない原則に対する討議を求めた。

全体議論では、前者と後者の間での議論が白熱していたが、裏交渉において米ソ日3か国がTT案をコンバインしたこと、また、論点ベースを提出した国が取り下げたことにより、米ソそれぞれの条約案に対して各国からなされた修正案を基に議論する、文言ベースのTT案がコンセンサス採択となった。

採択された論点・TT案についての評価をするとすれば、論点・TT案についてどちらがいいかは各国の立場によるところが大きいためその是非は問えない。しかし、詳細に決定された手続き事項の中に、議論を踏まえて提案された合意提案に対し、米ソが反対すれば合意はなかったという形で討議が終了する、という疑似的な拒否権を米ソに与える条項が含まれており、これが本会合を米ソが有利に進められる要因となった。

本会合

本会合は事前会合において採択されたTT案に基づいて行われた。

事前会合から本会合までの期間において米ソが提案した文言に対して各国が行った修正

提案及び米ソ原案に対しての質問、懸念を回収し、争点を明確化した。最後に、米ソが修正提案に対して賛成・反対・部分的に反対かを問い合わせ、賛成された場合は修正提案がそのまま合意提案として受理され、部分的に反対の部分の条項に対しては合意できる部分を明確にして提案するという形で進行した。

しかし、事前会合において TT 案が可決された時点で懸念していた、米ソが圧倒的に強い構造を覆せないまま会議は進行していった。米ソが飲めない点においては合意提案で落とす、その一方で米ソが裏交渉を行い二国間での合意をとるという形で、圧倒的に有利に進行させていった。

しかし、そのような進行の中で米ソ以外の国にも目立った行動をしている国もあった。まず、日本大使は米ソ間での対立を交渉において把握し、合意に導く行動をとりながら、国益として最重要視していた宇宙空間での文言の主張を米ソおよびそれらの衛星国以外の国に合意を取り付け、それが合意されなければ退席も辞さない、という意図を表明した WM を用いて交渉を行っていた。この手法はコンセンサス会議において合意をブロックする意図を示す、重要なものであり最終的に妥協した点は見られたものの、インフォーマルで明確な反論が取れていなかった点を正確につく手法は素晴らしいかった。また、TT 案の改正を試み、米ソの理由なしによる合意提案棄却を妨げようとしたシェラレオネ大使、第 3 諸国の行動をまとめ上げた UAR 大使も議場の構造や流れをよく把握し、効果的な戦略を組み立てており、良い会議行動が目立っていた。

成果文書

今回の成果文書は史実において採択された文書と、アウトオブアジェンダにした論点以外においては大きく変わった点は少なかった。(具体的には、史実文書からは、2 条、5~8 条、9 条第 2 項、10 条、13 条~17 条の手続き事項をアウトオブアジェンダとし、合意の得られた条約案にそのまま掲載されるという形をとった。) しかし、米ソが早い段階から戦略的に同調して動いていたことから、宇宙空案における大量破壊兵器の配置に関する問題(史実条文第 4 条)においては効果的な変更が見られた。インフォーマルでの議論展開や各大使の粘り強い交渉にもかかわらず、米ソが強硬に反対したこと(あくまでもこれは米ソにとっては妥当性の高い行動であったことに言及する。) 結果的には、会議当時において開発されていた新兵器、FOBS の規制は失敗し、禁止される兵器の性質にもかなりの解釈の余地を含むものとなつた。

3. 会議総括・課題

慣れない議場、コンセンサス採択形式の会議、文言ベースの会議と非常に特異性のある会議、特に新メンバにとっては慣れない形態の会議となってしまった。その結果、準備段階(特に戦略策定の段階において)や会議当日に混乱する場面も散見された。しかし、そのなかでも今討議されている内容を理解する、想定してきた戦略を効果的なタイミングで効果的に

使用するなど、模擬国連において基礎となる部分を各国デリがしっかりとこなさせていたことは誠に喜ばしいことであった。それらを踏まえてもう一步踏み込んで今回の議場に不足していたのは、今会議の最終的なゴールを見据えた戦略構築であろう。戦略とは達成したい目標を明確に立てることももちろん、それを達成するための自国の行動だけでなく、他国がどう動いてくるかによってその目標が達成できないということも多分にありえる。今回では米ソの対立が事前会合の段階で起こらないような形となつたため、米ソ間の対立をあおる、米ソ主導の会議にさせないよう議事進行を縛るといった方法も考えられた。

また、設計的な部分では論点が非常に広範になること、元となる法源の少なさなどから今回の会議を作る段にあたっては非常に困難であった。次代のもぎこっかーたちが宇宙条約、宇宙法原則宣言などの“宇宙憲法”たる基本条約策定会議がいつか開かれることを願って。

駒場研究会後期会議『内政不干渉原則』

会議監督：岩切龍太

1. 会議概要・目的

今会議は「dialogue」というコンセプトの下、参加者の皆さんがあなたが対話を意識した議論ができるよう会議を設計しました。今回の会議でいう対話とは、意見が対立する両者が、お互いの主張とその根拠を理解した上で、それに対する有効な反論を展開することです。対話を達成するには、自国の主張を適切なロジックを用いて擁護し、相手の発言の主旨を理解するだけでなく、自分と相手との共通認識と対立点について構造的に理解しなくてはなりません。そのために今会議では、すべての参加者にミクロ・マクロ両視点での争点理解と、ロジックの準備に多くの時間を割いてもらい、高レベルな討論に参加してもらうことを目的としました。

内政不干渉原則は、このような議論の「積み重ね」を可能にする奥深い議題でした。基本的な構造は、主権平等の原則を根拠に、大国によるあらゆる形態の干渉行為を禁止しようとするラテンアメリカ諸国・AA 諸国陣営と、国際法の実効性を根拠に、不干渉原則に一定の例外を設けようとする西側陣営の対立でした。この背景には、旧植民地地域に軍事・経済・政治的な影響力を保持し、独立以降も間接的に支配を続けようとする旧宗主国に対して、それら干渉行為を禁止しようとする新興独立諸国及びそれに共鳴する東側諸国・ラ米諸国の試みがあり、当時の歴史的文脈も織り込まれた非常に興味深い議題であったといえるでしょう。

2. 会議の経過、成果文章について

論点はフロントから提示する形式とし、どのような行為がどのような状況下で干渉として禁止されるのかについて議論してもらいました。会議時間の内、実に8割近くをモードが占め、会議コンセプトに見劣りしない高レベルな議論が展開されました。モードでは議長の進行の下、各論点について各国の主張を募集し、次にそれに対する質問や懸念を募集し、最後にその余地があれば反論という形で議論を進めていきました。各国の主張を踏まえ、まだ議論が深められる余地があるとフロントが判断した場合、その点についてさらに各国の意見を募集し、対立点の洗い出しを徹底しました。また、フロントから積極的に合意提案を行い、議場全体で合意できる内容を着実に増やしていくことができました。

大論点1「不干渉原則の規律対象行為は何か」では、武力の行使に加え政治的・経済的な圧力の行使も干渉行為に含めようとするラ米諸国・AA 諸国の主張に対して、アメリカを中心とした西側諸国が通常の国家間の経済的・政治的関係に含まれる行為もあるわけで、全ての政治的・経済的圧力が干渉にあたるわけではない、として有効な反論を展開していました。最終的には干渉の一般的な定義と、その定義の範囲に含まれる限りにおいて政治的・経済的圧力も干渉にあたることが議場で合意されました。3 時間を超える激しい議論が繰り広げられましたが、最終的に議論は各

国の共通認識と対立点の整理に収斂していきました。理想的なモデルの展開であり、フロントとしては非常に満足のいく結果となりました。

大論点2「不干渉原則の保護範囲は国内管轄事項か」では、国家の権限において不干渉原則で保護される範囲について話し合いました。その範囲が国際法に準じて流動的に変化する国内管轄事項を主に西側諸国が、国家の主権行使範囲を固定的・絶対的に定める対内・対外事項を主にラ米諸国が主張し、メリットベースでそれぞれの主張の優劣が議論されました。大論点1同様、高いレベルでの議論が展開されましたが、最終的には、対内・対外事項の実質的意義に懸念を示し、保護範囲を干渉国が恣意的に解釈できるのではないかという点をあいまいにすることに成功した西側陣営に軍配が上がったように感じました。

大論点3「内戦における当事者への援助は認められるか」では、既存政府と反政府勢力との間の国内紛争という内戦の一般的な構図に沿って、それぞれの交戦主体に第三国が援助できるか、できるとしたらどのような援助が許容されるかという点を話し合いました。内戦への介入を全面的に禁止しようとするラ米諸国に対し、既存政府に正統性がある場合、局地的な騒乱やクーデターが発生した場合など第三国による介入が許容される事例に言及したタイやアメリカが議論を深めるメインアクターとなってくれました。

文言交渉では、時間が押している中で、ナイジェリアが主導して争点ごとに交渉を行う分科会的な議論進行もなされました。各争点について対立点が洗い出されたように見えましたが、DR 提出締め切りまでに全か国の合意を見ることはできませんでした。決議案についてはアメリカとユーゴスラビアが提出する用意がありましたが、それぞれの内容が全参加国の賛成を得られない不十分なものであったことから、両国とも提出を断念しました。最終的には残りの議論を次会期の会合に委託する作業文書が提出され、実質的な合意がなされぬまま会議が終了しました。

3. 会議総括・課題

文言交渉だけ見ると惨憺たる結果に終わったように見えますが、実質的な会議の議論では我々が目指す「dialogue」は概ね達成されたように思います。相手の主張に対し有効な反論が展開されていたこと、その後の交渉に向けてお互いの共通認識と対立点を整理するイニシアティブがとられたことに非常に満足しています。一方で、モデルに時間を割き過ぎてしまったために交渉に十分な時間を費やすことができなかったという反省点もありました。会議準備の段階で各大使からなされる主張に関する情報を事前にフロント間で共有し、対応を話し合っておくことなどが次の会議の改善点として浮かび上りました。

昨今、模擬国連に対しての考え方・向き合い方が多様化してきている中で、自分が思う「模擬国連の面白さ」を一つの会議という形で体現し、それを参加者に提供できたことは非常に喜ばしく感じています。今後の会議においても、模擬国連における議論の奥深さと面白さを追求し、それを会議参加者に提供することに意欲的なフロントが現れることを期待しています。

日吉研究会後期会議『第二次国連海洋法会議』

会議監督：香月爽希

1. 会議概要・目的

議題解説

この会議がどのようなものであるか、端的に述べると、領海及び漁業水域の設定である。第一次国連海洋法会議、ジュネーブ海洋法4条約が採択されるも、領海及び漁業水域の問題については決着がつかず、第二次国連海洋法会議で再び議論されることとなった。今会議では、史実で結果的に何も決定されることになったことを鑑みて、簡単に領海及び漁業水域が決定されることはないう、かなり投票行動を厳しく設定した会議であった。

コンセプト解説

今会議のコンセプトは「per aspera ad astra～困難を乗り越えて星々へ」である。かなりシンプルかつ、わかりやすいものに設定した。いたって単純で、史実という困難を乗り越えて国益を勝ち取ってほしい、そしてそのために全力で取り組んでほしい、というのがディレクトとしての願いであった。やはり、後期会議という性質上、新歓会議や前期会議と比べて、かなり目的意識がデリによって違うことを鑑み、なんにせよ、ただ全力で悔いが残らないようにやってほしい、その願いからこのコンセプトを選んだ。

論点設定

- 大論点① 領海の幅員
- 大論点② 漁業水域に関して
- 小論点① 漁業水域の定義
- 小論点② 漁業水域の幅員
- 小論点③ 過去の漁業実績をもとに漁業水域における何かしらの優先権を認めるべきか

2. 会議の経過、成果文章について

当日の様子(※事前交渉は無し)

一日目

一日目に関しては、最初、ロビイングを行った後に、インフォーマルを行った。ロビイングに関しては大きく中南米、東側諸国、西側諸国でスタンス確認や主張のすり合わせを行っていた。そしてインフォーマル、大論点1の領海の幅員に入るが、ここでインフォーマルにおける主張に対する質問でかなり時間を費やしてしまった。懸念じみた質問がかなり多かったと改めて振り返得ると考えさせられるが、これに関しては当日その点をしっかりと切る

ことができなかつた私の不徳の致すところである。そこで、予定よりかなり時間が押していくこともあり、デリに今後の議論方法に関する議論、いわゆる議論議論を行ってもらうこととなり、予定では再反論までとることとなっていたが、懸念までしか議論を行うことができなかつた。

二日目

二日目に関しては、漁業水域の幅員に関する討議を行つたが、この議論も会議設計上、コーカスの時間が減ることは望ましくないと判断したので懸念までで終わつた。そしてコーカスに入ると、西側と東側はそれぞれ陣営調整を行い、西側は中南米などの主に漁業において死活的国益を抱えている国との交渉を行い、票数獲得への動きを見せ始めた。ただ、その交渉は結果的に決裂する形となり、西側は採択されるに足る票数を十分に集めることができずに、投票へと望む結果となつた。なお、実際に投票にかけられた成果文書に関しては下記にある通りである。

成果文書及び投票について

実際に以下の2案が投票にかけられることとなつた。

Proposal 1 sponsored by Union of Soviet Socialist Republic

第一条(領海の幅員について)

すべての国は、その基線からはかって **12マイルを限度として**、領海の幅を定める権利を有する。

第二条(漁業水域の定義及びその幅員について)

国は、その領海の幅が第一条に定められた限界よりも狭い場合には、漁業水域をその領海に接して設定することができる。ただし、**領海および漁業水域の幅の合計が12マイルを超えないことを条件とする**。この水域において、その国は領海において持つと同じ漁業及び海洋生物資源の開発の権利を持つ。

第三条

マイルとは緯度の一度の六十分の一によってはかた一海上マイル(一、八五二メートル)を意味する。

投票行動：Yes:8／No:12／Abstention:5 →否決

Proposal 2 sponsored by United States of America, Canada

第一条(領海の幅員について)

国は、その基線からはかって **6マイルを最大値として**、その領海の幅と定めることができ

る。

第二条(漁業水域の定義及びその幅員について)

国は、その領海の幅からはかられる基線から 12 マイルまでに及ぶ漁業水域を、その領海に接して設定することができる。この水域において、国は、漁業及び海洋生物資源の開発に関しては、漁業及び海洋生物資源の開発に関し、領海において排他的な権利を持つとする。この条約によって定められる漁業水域は関連する二国間条約または他国間条約に政治合意にいかなる影響も与えない。

第三条

マイルとは緯度の一度の六十分の一によってはかった一海上マイル(一、八五二メートル)を意味する。

第四条(実績国の権利について)

1958 年 1 月 1 日の直前の 5 年間(以下「基準期間」という。)に他の国の漁業水域において領海に侵入しない範囲で漁業を行った船舶を有する国は、基準期間中にその外水域において行われた漁業の基準期間の年間平均水準(漁獲水準)をいかなる年においても超えない範囲内において、引き続き漁業を行うことができる。この漁獲水準は当該水域における漁獲状況の急激な変化が起こった際、当事者間の協議などを通じた平和的手段によって再検討される。

投票行動：Yes:12／No:10／Abstention:3 →否決

結果的には双方否決されることとなり、今会議では史実同様、領海及び漁業水域について決定されることはなかった。

3. 会議総括・課題

今会議では、新メン旧メン関係なく、自分の力が發揮できる会議であったのではないだろうか。今会議では特段難解な国際法を扱わない会議であったことがその大きな要因であると考える。かなり歳差関係なく、各国積極的に主張、反論を行っていた部分を見ると、会議監督としては喜ばしい限りである。ただ、そのようなデリの積極的な姿勢にも関わらず、会議設計及び当日に多少の不備があったのは申し訳ない限りである。今会議の反省点はおもに 2 つある。一つ目は、議論予想の不十分さである。今回、議論が想定よりもかなり長引き、本来行うべきであった再反論を行えず、議論が不十分なままコーラスに移行したのはかなりデリにとってはやりづらい部分もあっただろう。二つ目は、単純に投票行動の設計を難しくしすぎたのではないか、という点だ。確かに、今会議ではコンセプトに基づくとそれなりの難易度が要求されるのは間違いないだろう。ただ、今会議に関しては、ほとんどよっぽ

どどこかの国が会議行動を失敗しない限り、採択はありえないという設計であった。これは、第二次国連海洋法会議を模擬するにあたって最も大きな魅力の一つである「ゲーム性」を十分に引き出すことができなかつたのではないか、と考えさせられた。会議を作る準備の重要性を痛感させられる会議であった。ただ、そのような稚拙な会議設計なのにも関わらず、自国の国益を求めて全力でこの会議で参加していただいたデリの皆さんには改めて感謝申し上げるとともに、今回の会議において何かしら有意義なものを持ち帰っていただけたら幸いである。

四ツ谷研究会後期会議『人民の平和への権利宣言』

会議監督：葛原優佳

1. 説明

この度は、四ツ谷研究会後期会議のページをご参照くださりありがとうございます。

実は諸事情ありまして、この探求は会議を開催してから数か月後に作成いたしました。そのため、内容が他の研究会の探求と異なっている部分や浅い部分があるかもしれません。先にお詫び申し上げます。またこの探求に関しては、時間の都合上、他のフロントは関わっておりません。

この探求が 1 人でも多くのもぎこっかーが会議について考える際の参考になることを願い、いま書ける範囲で探求を執筆させていただきます。

2. 会議概要と目的

四ツ谷研究会後期会議の特徴と会議方針

今回の後期会議を語るうえでは欠かせない、四ツ谷研究会における 2023 年後期会議の特徴と立ち位置について少し紹介する。

四ツ谷研究会において運営代が会議監督として作る基本の会議は、強化、春一、新歓、前期、葉月、後期の計 6 つ。そのうち、新歓期に属さない会議は後期会議のみとなる。そのため後期会議は、運営代最後の会議や新メンを最後に送り出せる会議としての役割だけではなく、新歓要素なく本気の旧老神デリと参加できる唯一の研究会会議になっている。

また、後期会議は研究会内の 2 大会議であり、多くのデリそして幅広いメン年齢の方々が例年参加する。2023 年における四ツ谷研究会の他の会議では、老神メンの方々の参加が少なかったので、この後期会議は新メンが老神（もしくはそれ以上の）デリの姿を見る貴重な機会でもあった。そして同時に幅広いメン年齢の方々が楽しむことができる会議を作る必要があった。

以上の四ツ谷研究会における後期会議の特徴を踏まえ、以下の項目を満たすことができる会議の作成を目指した。

1. 会議の規模

昨年のデリでの参加人数である約 50 人をベースに考えた。

2. 最後の会議

運営代最後の会議としてふさわしい会議。「会議行動が全てうまくいった、全て理解したから楽しい」という限定的な楽しさではなく、会議行動がうまくいかなくても新

旧老神超神みんなが楽しめる「学ぶ、考えることによる楽しさ」を感じられる会議。新メンを最後に送り出すことができる場として、今後もし研究会内外の会議で多くの困難にぶつかっても頑張れるタフさと困難を楽しむ心を得られる会議。いろんな会議を出るうえで大切になってくるだろう内容をコンセプトとして据えることで自身の成長に繋げられる会議。

このような会議を参加者に提供することを考えた。

3. 幅広いメン年齢に対応する

上にも書いてある通り、新旧老神超神みんなが楽しめる会議、すべてのデリの「やりたい・挑戦したい」をかなえられる会議をつくることを考えた。

また上記3つに加え、事前会合による論点TT案作成など、2023年の他の四ツ谷研究会会議では実施されなかったが経験した方が良いと判断したルールや交渉方式も取り入れ、学びと楽しさを詰め込んだ「真にデリのためになる会議」を目標とした。

コンセプトと選定理由

上記でコンセプトについて少しだけ触れたので、コンセプトについて少し説明する。私は議題を決める際に、「いかにコンセプトと合うか」を条件の1つとした。

コンセプト：歴史の1ページになる

物語は前のページから滑らかにその先のページに続いていく。後期会議では本のように過去から未来に関わり合いながらつながっている歴史を感じ、そして自分がその歴史の1ページになることを意識し、その先の物語を想像しながら会議行動を行ってほしいと考えた。外交の場は常に「自分=国」として見られる。自分の会議での一挙手一投足が、その国の一挙手一投足になると考えたら凄く重たく感じると思う。しかし、この重さを感じながら、考えに考え、行動を選択し、ときには自ら行動をひねり出して「自国のために」「未来のために」と考えながらそれを実行することはなかなか体験できるものではない。このなかなかできない重たい体験をデリの皆さんに楽しんでいただきたいと考えた。

議場設定と議題解説

以下、議題設定および解説になる。

| | |
|----|--|
| 議題 | 1984年 人民の平和への権利宣言 Declaration on the Right of People to Peace ※文献によって日本語表記の揺れ有 |
| 議場 | 第39回国連総会 |

| | |
|--------------|---|
| 決議番号 | A/RES/39/11 |
| 設定日時 | 1984年11月12日 |
| 史実議事録番号 | A/39/PV.57 |
| 使用可能言語 | 公式討議/非公式討議/決議文書 日・英/日/日（ただし動詞のみ英併記） ※スピーチに関しては、挨拶程度の場合国連公用語を認めることとする。 |
| 採択方式 | 過半数採択 |
| 使用可能なリサーチデータ | 1984年11月11日まで (ただしリサーチ内容としての超過は認める) |

議題は長く付き合うものなので自分の興味分野にした方が良いという先輩からの助言を踏まえつつ、どの会議でも大切になるだろう考えを盛り込んだコンセプトに合う、多くのデリを迎えることのできる議題としてふさわしいものをと考え、選んだ。

議題選定理由詳細

議題選定理由は主に2つある。

1つ目は自分が模擬国連を始めたきっかけが関係している。私はもともと人権関連の仕事に就きたいと考え、国際情勢を学ぶために模擬国連という活動に足を踏み入れた。私が持つ人権感は少し特殊なもので、私は「人権」が守られるには世の中が「平和」である必要性があると考えている。テーマ調べのときに出てきたこの「平和への権利」は、「人権」と「平和」を結びつける物であり、とても興味を引かれた。

2つ目はコンセプトとの兼ね合い。今回のコンセプト「歴史の1ページになる」は過去から積み重なりそして未来に繋がっていくことが重要になる。どの宣言も条約も決議も当てはまってはいるものの、なかなかこの議題ほどコンセプトにぴったりだと思われるものはないと考えられる。1984年の人民の平和への権利宣言は1978年にはじめての決議が出され、冷戦という情勢の中で1984年に再度検討されてから、1980年代は1~2年おきにほぼ同じ文言が何度も採択されている。つまり、1984年の決議が直接的に1980年代に影響を与える重要な1ページになる。そしてときがたった2016年にまた平和への権利宣言は出されている。これは過去がしっかりと未来に繋がっていると強く感じさせるものであり、歴史の1ページが1978年あるいはもっと前から重ねられ1984年を皮切りに多くの決議が1980年代に出たという歴史のページを経て2016年のページに影響を与えていているというこの流れはまさに「歴史の1ページ」というコンセプトにふさわしいと考える。

議題解説

「1984年 人民の平和への権利宣言」に聞きなじみがない方々がかなり多いと思うので、以下に簡単な議題解説を載せる。

この議題は「平和とは何か」「平和は人権に含まれるのか」を考えるものである。

時代によって意味合いや色合いがかなり変わってくるが、1984年の人権の平和への権利宣言はかなり政治色が強い。これは冷戦期にある会議だからというのも一つの理由だと考えられる。デタントが終わり、再度米ソ対立が深まったものの、少しずつ平和を求める姿勢が特に東側から見られたこの時期ならではの会議になっている。そのためか、軍縮でも特に核軍縮などが多く話し合われている。またその一方、平和共存の原則や経済についてなどの方面からの平和についての意見も聞かれる。過去の宣言、特に「友好関係原則宣言」や「内政不干渉」「侵略の定義」などの諸決議や、宇宙の平和利用や核軍縮をはじめとした軍縮に関連する宣言や、平和について経済などの側面の実情を鑑みた事実など沢山の過去や当時の資料から、平和について平和の存在について考える会議である。

3. 会議の経過と成果文書について

会議全体の経過

会議全体のスケジュールは以下の通り。

| 交渉・会合・提出物 | 期間・締切・日時/その他補足 |
|------------------------|--|
| <交渉> 事前交渉（事前会合前） | 期間：11/12-18（初日以外は9:00-23:59） <補足> ・実質議論および文言の交渉は双方共に事前交渉中は禁止だが、文言ベースの論点 TT 案の作成を妨げるものではない ・論点 TT 案に関する交渉可 |
| <提出物> 論点 TT 案（事前締切） | 締切：11/17 23:59 <補足> ・ここで提出された論点 TT 案は事前会合のはじめに提出可 ※フロントが事前にどんな論点 TT 案が出るのかをある程度把握するための締切 |
| <会合> 事前会合 | 日時：11/19（13:00-17:00 の計 4 時間） <補足> ・議論議論を行う |
| <提出物> 論点 TT 案（最終締切） | 締切：11/19 16:15 <補足> ・ここでデリが提出し採択された論点 TT を変更するには本会合にて過半数が必要 |
| <交渉> | 期間：11/20-11/24（初日以外は毎日9:00-23:59） |

| | |
|----------------|--|
| 事前交渉（事前会合後） | <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質議論および文言の交渉は双方共に事前交渉中は禁止 ・事前会合を踏まえた交渉可 |
| <会合> 本会合 | <p>日時：11/25 （9：45-20：00 の実質交渉時間 7.5 時間） 11/26 （9：45-20：30 の実質交渉時間 7.5 時間）</p> <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフォーマル MAX40 分延長なし、コーカス MAX40 分 1 回までの延長 MAX20 分あり |
| <提出物> 決議締切り | <p>締切：11/26 17：00</p> <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが頑張って出してくれたので延長はしなかった |

議論の経過

事前交渉では論点 TT 案の作成を陣営内で行う動きが多く見られた。事前交渉（事前会合前）では陣営内の対立も見受けられたが、事前会合では特に東西の対立が際立っていたように思う。事前会合の論点 TT 案採択は、最終的な陣営を超えたコンバインがうまくいかず、事前交渉（事前会合後）では論点 TT 改正動議に向けた動きが多く見られた。

本会合では 1 日目の午前に論点 TT 改正を行うための議論および論点 TT 改正を行った。その後は、改正された論点 TT に沿って議事進行が行われた。ただし、2 日目に持ち越された論点に関しては、時間の都合上フロントが提示した論点に改変した。以下が実際に適応された論点とその説明である。

大論点 1 「平和とはなにか」

小論点 1 平和への権利とは何か

ここでは平和への権利と平和的生存権の違いについて主に話しあうフェーズである。

小論点 2 平和とはどのような状態であるか

この論点では、平和な状態が何を指しているかについて議論を行う。軍事、経済などさまざまな議論を包含するものである。

小論点 3 平和に関する権利はいかなるものがあるか

この論点では、平和に関する権利としていかなるものがあるのか、を議論するものとしている。また、主張を明確化するために、権利主体や義務主体について話すことも想定している。既存国際法との兼ね合いなども含まれる。

大論点 2 「平和の実現方法」

小論点 1 軍縮による平和実現の手段

ここは①通常兵器、②核兵器以外の大量破壊兵器、③核兵器に分けて議論を行った。

小論点 2 経済的観点からの平和実現の手段

大論点 1 で話し合われた「平和」という状態を実現するためにどのような実効的手段をとるべきかについての議論を行う。ここでは既存の国際法上での規定や国際文書の規定、道徳的根拠など様々な根拠を踏まえて議論を行う。

アンモデは論点消化によるモードの延長を受け、2 日目の 14：40 ごろから開始された。採択にかけられた DR+ANNEX は 16：58 に提出されたので、締切延長は行わなかった。

提出された DR+ANNEX は分割投票など行われずにそのまま採択へ移行。ロールコールにて採択が行われ、賛成 14、棄権 7、反対 0、退席 5 で採択された。採択後に出された WP も含め、今会議で出された WP は計 13 (、レディーにされたのは計 17)。バチバチに対立している国がたくさんあったことや冷戦期であったことなどもこの WP の数に現れていると言えるだろう。

成果文書

私の予測では成果文書の文言予測は 2 通り存在した。1 つ目は史実通りのほぼ内容がない文言で、2 つ目は事細かに様々な観点から平和についての記載のあるとても長い文言である。今会議では後者の長い文言が作られた。ANNEX の前文は 22 項、主文は 14 項に及んだ。個人的には、皆さん内容に関していろいろ思うところがあると思うものの、ここまで長い成果文書をあの短い時間で作成したこと自体が凄いと感じています。

<成果文書>

Thirty-ninth meeting

39/11. Declaration on the Right of People to Peace

Sponsored by: Bulgaria, Cuba, Czechoslovakia, German Democratic Republic, Lao People's Democratic Republic, Mongolia, Poland, Union of Soviet Socialist Republics, Vietnam

Signatories:

国連総会(The General Assembly)は、

「人民の平和への権利宣言」と題する項目を検討したことを考慮し(Having considered)、

平和に対する人民の権利に関する宣言が、国際の平和と安全の強化を目指す努力に寄与することを確信し(Convinced)、

1. 平和に対する人民の権利に関する宣言（その次を本決議に附属する）を承認する(Approves):

2. 事務総長に対し、この宣言が国家、政府間組織、非政府組織、その他の適切な組織に最も広く普及するよう要する(Requires)。

57th plenary meeting

12 November 1984

ANNEX

Declaration on the Right of People to Peace

Sponsored by Bulgaria, Cuba, Czechoslovakia, German Democratic Republic, Lao People's Democratic Republic, Mongolia, Poland, USSR, Vietnam

総会（The General Assembly）は、

国際の平和と安全の維持が国際連合の主要な目的であり、国連憲章をはじめとするその他の関連国際法はその目的において最も重要であることを強調し (Emphasizing)、

本宣言におけるいかなる条項も、国連憲章、友好関係原則宣言（国連総会決議 25/2625）、ヘルシンキ最終宣言の原則、目的や重要性を損なうものと解釈されなければならないことを認識し (Recognizing)、

国連人権委員会決議 5 及び 4、平和的生存権のための社会的準備に関する宣言(A/RES/33/73) を再確認し (Reaffirming)、

平和を侵害する暴力には、直接的暴力が存在することを考慮し (Taking into consideration)、

人類共通の財産である天体を含む宇宙空間を平和に運用することの重要性を認識し (Recognizing)、

全加盟国が相互の立場を完全に尊重することの必要性を認識し (Recognizing)、

世界人権宣言、テヘラン宣言、国際人権規約、友好関係原則宣言を想起し (Recalling)、

とりわけ、世界人権宣言の前文にて人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたことを想起し (Recalling)、

また、世界人権宣言で人種、宗教、信条又は意見の表明を理由とする差別から生じる人権の大規模な侵害は、人類の良心を侮辱し、世界の自由、正義及び平和の基礎を脅かすものであることを再確認し (Reaffirming)、

人権と基本的自由の普遍的な意義が、全加盟国の友好的関係及び協力関係の発展を確保するために必要な平和、正義、福祉を構成する不可欠な要素であると認識し (Recognizing)、

人類の生活から戦争を根絶し、とりわけ世界的な核による破局を回避するための、すべての人民の意志と熱望を表明し (*Expressing*),

核の時代においては、地球上に恒久平和を確立することが、人類文明の維持及び人類の生存のための第一の条件であることを認識し (*Recognizing*),

人民の平和な生活の維持は、それぞれの国の神聖な義務であることを認識し (*Recognizing*),

全加盟国は、その国際的義務に完全にかつ誠実に従い、また、他国と平和に生存する義務を負っていることを強調し (*Emphasizing*),

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることは、世界における自由、正義及び平和の基礎であることを再確認し (*Reaffirming*),

アパルトヘイトという人道に対する犯罪として非難されたこの嫌悪すべき政策のもとにおける人権の大規模な否定は、国際の平和及び安全の重大な障害であり続けていることを再確認し (*Reaffirming*),

侵略戦争または国際条約、協定、保証に反する戦争の計画、準備、開始または遂行、および上記行為の実行に関する共同計画又は共同謀議への参加は人権の大規模な否定であり、平和に対する罪を構成することを再確認し (*Reaffirming*),

発展途上国の加速的発展は、世界経済の着実な成長にとって極めて重要であり、世界の平和と安定にとって不可欠であることを認識し (*Recognizing*),

第一回軍縮特別総会において採択された最終文書を想起し (*Recalling*),

兵器、特に核兵器の蓄積は、今日、人類の未来を守るというよりも、むしろ脅威となっていることを再確認し (*Reaffirming*),

軍縮と軍備制限、特に核の分野における軍縮と軍備制限への努力は、核戦争の危険を防止し、国際の平和と安全を強化すること再確認し (*Reaffirming*),

平等、相互理解、信頼、相互利益の考慮、完全な平等と互恵を基礎にした経済文化協力の発展の中で社会が共同して存在し協力するための条件を整え、創造するという崇高な目標に導かれ (*Guided by*),

総会決議 3373 を想起し (*Recalling*),

1. 地球上の人民には、平和への神聖な権利があることを厳粛に宣言し (*Declares*) ;

2. 人民の平和への権利を保持し、またその実施を促進することが、各国の第一義的かつ排他的な義務

であることを厳粛に宣言し (*Declares*) ;

3. 平和への権利は普遍的かつ不可譲の権利であって、基本的人権の不可分の一部をなすものであることを宣言し (*Declares*) ;

4. 全ての人民は平和への権利を享受する主体であり、また平和を樹立するための参加者であることを宣言し (*Declares*) ;

5. 平和への権利は、全ての人民が、あらゆる暴力を免れて共存する権利を含むことを宣言し (*Declares*) ;

6. 国家間の平和は人民の平和への権利を実現するために不可欠であり、全ての国は、それを実現するために国連憲章をはじめとする関連国際法に従って適切な国家政策を樹立する義務を有することを強調し (*Emphasizes*) ;

7. 人種差別及びアパルトヘイトのような大規模かつ組織的な人権侵害は世界平和を脅かすものであることを強調し (*Emphasizes*) ;

8. 核分野における軍拡競争と、正当でない近代科学の原理と成果に基づく新型兵器および新兵器システムの開発は、世界平和を脅かすものであることを確認し (*Affirms*) ;

9. 特に核戦争は、平和への権利を脅かし、かつ侵害する現実的な脅威であることを確認し (*Affirms*) ;

10. 人民の平和への権利の行使を確保するためには、戦争、特に核戦争の脅威の除去、国際関係における違法な武力による威嚇および武力の行使の放棄、天体を含む宇宙空間における諸国家並びに国際的枠組みの平和的利用、国際連合憲章に基づく平和的手段による国際紛争の解決に向けた各国の政策が必要であることを強調し (*Emphasizes*) ;

11. すべての国および国際機関に対し、国際レベルにおける国際協力や開発援助等の適切な措置の採択を通じて、人民の平和への権利の実施を支援するために最大限の努力を払うよう要求し (*Calls upon*) ;

12. 核兵器を含む段階的な軍縮を行っていくことが、世界の平和及び安全の維持に寄与することを確認し (*Affirms*) ;

13. 人権としての平和への権利の具体的実施に関する事項を各人権委員会の議論の対象とすることを要求し (*Calls upon*) ;

14. 全加盟国間の安全保障上の緊張を生じさせないことをもって人民の平和への権利を確保するため、全加盟国の経済的相互互恵関係を進展させるべきであることを再確認する (*Reaffirms*).

成果文書の形式について補足

史実の成果文書は総会決議+付属書（ANNEX）という構成であり、総会決議部分で人民の平和への権利について話し合ったことを報告し、ANNEXで議論での決定事項が述べられているという形であった。そのため、今会議では DR+ANNEX を通常の会議で示す DR として扱い、総会決議部分はフロントが作成しデリの不可変箇所とした。（また ANNEX の内容と整合性がとれるように、デリからフロントに提出されてから、ディレクチェック時に総会決議部分の内容を修正する形をとった。今回はもとから整合性がとれていたため、修正は行わなかった。）

4. 会議総括や課題

まずはデリで参加してくださった皆様、見学当セクにきてくださった皆様、相談に乗ってくださった皆様、支えてくれた運営代のみんな、そして何か月も一緒に悩み考え支えてくれた副会議監督、議長、秘書官 3 人に感謝を述べさせてください。本当にありがとうございました。この四ツ谷研究会後期会議はたくさんの方々に恵まれたからこそ実現できた会議だと思います。

今会議は難易度を考えるとスケジュールに関して特にギリギリで設計したという感じがします。この点は、会議自体の成功失敗に関わらず普遍的な事項として反省点に数えられると思います。

しかし、後期会議が成功したのか失敗したのかは、この会議の性質上、会議に関わってくださった皆さんの主観によるところが大きいと思うので、私はあまり言及しません。【会議概要と目的】で述べたようなことが達成されているのかについては、参加者 1 人 1 人によって変わるし、どのような会議に参加したいかもその人次第なところがかなり大きいと考えるからです。よってより多くの関係者の方々がその方々なりに満足できる会議だったら成功なんじゃないでしょうか！

最後に、参加してくださった皆さんのに後にこの会議が活かされれば幸いです。この後期会議で感じた楽しかったこと、難しかったこと、学べたこと、何か 1 つなんでもいいので覚えていてくれたら嬉しいです。

みなさん、またいつか議場で会いましょう！

そして、読んでくださった皆さん、ありがとうございました！

京都研究会春会議『死刑執行モラトリアム』

1. 議題概要・選定理由

本会議で扱った議題は、死刑執行モラトリアム(Moratorium on the use of the death penalty)です。参加者各位には、死刑制度の是非を問い合わせ、積極的な議論を促進する執行停止期間(モラトリアム)を巡る交渉過程を模擬して頂きました。

アムネスティ・インターナショナルによれば、2020年末までに144カ国が死刑を廃止または停止(過去10年執行なし)しています。このような状況を受けて、死刑廃止が国際的潮流であり、日本もそれに合わせるべきとの意見も耳にします。しかし、死刑制度という法律上の重大な問題を、他国に合わせるという抽象的な理由だけで片付けてしまうのは些か乱暴に過ぎるようと思われます。

現在、日本のような死刑存置国は、国際的な観点から見ると少数派であり、一方で京都アニメーション放火事件などの凶悪犯罪も後を絶ちません。現状を踏まえて、自らの価値観に拘泥することなく、国際的な観点から問題を理解していくべきと考え、本議題を選定しました。

議場は、死刑執行モラトリアムが初めて可決された会議として知られる2007年12月18日のものとしました。参加者には、過去の決議を核とするのではなく、自国の考えに基づいて主張を組み上げるよう努めました。論点については、無秩序な議論を避けるため、フロントから提案し、改正もフロントによるものとしました。

2. コンセプト説明

本会議の会議コンセプトは、『出る杭よ、打たれるな』です。

『出る杭は打たれる』は、有能過ぎる者、目立つ者は周囲に疎まれ非難されることを意味する諺として知られています。しかし、今回このコンセプトに込めた二つの想いはその対極にあります。

第一に、目立つことや、他と異なる意見を主張することを恐れないこと。大人しく打たれるような杭にならず、それぞれの武器を活かして、堂々と影響力を行使して欲しい。

第二に、ただ闇雲に個性を押し出すだけでなく、打たれないように、味方を作り、論理を工夫し、賢く立ち回ってほしい。

会議において大切なのは、負けず嫌いな精神と、理想を実現する手段であると思い、このようなコンセプトに決定しました。

会議終了後も、コンセプトを体現し、情熱を持って会議に取り組んで頂いた参加者各位に、心より感謝しています。

フロントが提案した論点通り、まず各國間の調整がコーカス形式で行われ、その後、イン

フォーマルでの議論が開始されました。議論内容に集中して頂くため、議論中の裏交渉は完全に禁止しました。南ア等による若干の変化球は含まれていたものの、各国が想定通りの意見を披露する展開となりました。しかし、議論における均衡は成立せず、インフォーマルでのロジックバトルは完全に存置側の勝利となり、合意提案フェーズにおいても、廃止側にとっては不利なものばかりが合意されていきました。その際、サウジアラビアが顕著な活躍を示していたことが印象深い点でした。想定外の時間超過により議論が難航する場面もありましたが、議長の的確な采配もあって、何とか予定通りの議論終了に至りました。

インフォーマル後、コーカスに入ると、数で勝る廃止側 EU 諸国が優位に立ち、中間的な国々の取り込みに動く展開となりました。文言交渉において、韓国が暗躍し、議場を操作していたことが印象深い点でした。また、体調不良による欠席者もあって、フロントが大使になりきって対応する場面もありました。

4. 会議結果

成果文書については、別添の資料に記載の通りですが、インフォーマルでの存置側の勝利もあって、更生の余地などへの言及がなく、史実より弱い文言となっています。ここでは主要なポイントを二点取り上げたいと思います。

前文最後の一文に、文化相対主義的な文言が挿入されました。これは、合意提案フェーズで合意された事柄が影響しており、サウジと US が中心となって提案されたものです。対応する主文がないとはいえ、史実からかなり文言を弱めた上で、決議全体にかかる前文に、文化相対主義が記されてしまったのは、廃止側としてはかなりの痛手と言えるでしょう。

主文 2においても、要請の対象が死刑執行国となっており、史実の死刑存置国から、大幅に削減されています。これにより、韓国等の事実上廃止国は、決議に記された要請の大半に、拘束されない形となっています。主文 3 も廃止国が対象となっているので、これは廃止国側にとって致命的な欠陥と言えます。インフォーマルではなく、コーカスに注力し過ぎたことが、このような結果を招いたのかもしれません。

5. 総括

本会議は京都研究会員のみの参加としましたが、27 人の方にご参加頂き、心より感謝しております。活発な議論が交わされ、決議採択まで漕ぎ着けることができたのは、忙しい時期にもかかわらず手を貸してくれたフロント陣含む皆様のご協力あってこそです。

末筆ながら、本会議の開催にあたりご尽力頂いた先輩方や執行部の方々と、ご支援頂いた全ての方に心より御礼申し上げ、報告の結びと代えさせて頂きます。

九州支部 Golden UN Camp 『スエズ戦争』

会議監督：中元虹瑚

1. 会議概要・目的

議題：Palestine Question

議場：第1回緊急特別総会会期 第562回総会

設定日時：1956年11月1日

会議コンセプト

『百折不撓』

突然ですが、この会議に参加してくれた方もこれを読んでくださっている方も、模擬国連に入ってから会議に参加する前に、「志」を持って挑んでいますか？というのも、百折不撓は、「何度もくじけても志をまげないこと」を指す。何かに挑戦するときに、自分の中で目標や目的を考えてから行動することが大切だと私は考える。加えて、この時期は“新メン”的な会議参加率が多い。そのために、これから模擬国連を続けていくためにも、より深い学びができるためにも「志」について会議が始まる前に参加者が自分自身と向き合ってほしかったからである。もう一つ、このコンセプトには隠れた意味がある。それは、“何度もくじけても”という部分である。我々、フロント一同はこの会議で挫折を経験してほしかった。これに関しては、新メンはもちろんですが、旧メン以上にも伝えたかった部分である。苦く、悔しい経験をすることは、つぎにつなげるための大変なことだと考える。そして、この会議で得た悔しい部分などを忘れないで心の中に持っていてほしかった。

目的

この会議で新メンに分かりやすく、新メンが挑戦しやすい環境を作ることを一番重視した。つまりは、“新メンファースト”を目指した。その第一歩として、“第二次中東戦争”が出てきた。この議題は、まず対立軸がはっきりしているというメリットがあった。加えて、中東での紛争は今でも起こっているので、国際社会の関心が高いと考えた。さらに、この議題は、単にエジプトとイスラエルの戦争の停戦を決めるだけでなく、国連緊急軍の結成/派遣についても考える会議だった。そのため、主要国だけが目立つのではなく、どの国もこの時期の国際社会においてすごく重要な立ち位置だった。そのため、この議題なら旧メン以上もコンセプトにあった会議行動をすることができ、参加者全員が有意義な期間になると考えたからである。

2. 会議の経過、成果文章について

論点

大論点 1: 中東情勢に対する見解

小論点 1: エジプトのシナイ半島一帯の利用について

小論点 2: 英仏のエジプトに対する攻撃について

小論点 3: イスラエルのエジプトに対する攻撃について

大論点 2: 中東情勢に関して国連はいかなる措置をとるべきか

中論点 1: 中東情勢に対しての措置の検討

小論点 1: 措置の履行について

* これらすべての論点は、フロントがあらかじめ提示したもの。そのため、事前会合はない。

国割

Arab Republic of Egypt, Australia, Belgium, Canada, Colombia, France, Jordan, Norway, Philippines, Romania, State of Israel, Syria, Union of Soviet Republic, United Kingdom, United States, Yugoslavia

* アルファベット順

会議当日

〈議題採決〉

今回は、英仏にとって国際社会のリーダーとして重要な時期でもあったので、英仏大使は議題採決に反対をした。しかし、賛成が過半数だったのでこのまま実行された。

〈1st meeting; コーカス〉

ここでは、主に陣営内調整が行われた。イスラエル大使は、今会議で英仏と連携を取るために戦略をまとめた紙を共有していた。(英仏イスラエルは、今会議において決議案が採択されたくないという合意がとれていたため、“いかに会議を遅らせるか”を戦略として会議を進めていた。) 中立国やアラブ諸国もまとまって陣営を固めていたが、この時点では交渉を始めている国もいた。ただ、後々分かったのはアラブ諸国だけの集まりは今回なかった。(フロントはその集まりが今会議で重要になると想定していたため、驚きだった)

〈2nd meeting: コーカス 20 分/インフォーマル大論点 1 小論点 1〉

シリア大使が 1st meeting での続きをするために、コーカスを行うことを提案した。そのあとは、論点の解消をするためにインフォーマル MAX が採択された。この時間は、大論点 1 小論点 1 が話し合われた。US 大使がスプレッドを作成し、議場理解を分かりやすくした。その後は、各国の主張フェーズに入った。

〈3rd meeting; インフォーマル大論点 1 小論点 1〉

2nd meeting の続きが行われた。ここでも、主張フェーズで時間がいっぱい終わった。

〈4th meeting; インフォーマル大論点 1 小論点 1〉

ここで、USSR 大使が議論の停滞を鑑み、主張→質疑応答→懸念で終わり、反論はコーカスに回すという TT 案の変更の提案があった。その理由として、まだ大論点 1 小論点 1 しか話し合われていないという懸念があった。さらには、今会議では大論点 1 に関しては 2 日目では議論することができないので、まず TT 案の修正の議論から行われた。その結果、大論 1 は 5th meeting までとして、6th meeting からは大論 2 に移行することが採択された。加えて、反論フェーズはコーカスに回すことも採択された。そのあとは、単純質問と懸念の途中までをやって一日目は終わった。

〈5th meeting; インフォーマル大論点 1 小論点 1・2/コーカス 10 分〉

4th meeting の続きで懸念をすべて取りきる時間が最初に行われた。しかし、5th meeting が終わるとそれ以降は大論点 1 について話せないということが一日目に決まっていたので、US 大使が昼食を削って、5th meeting を延長する案が採択された。そのあとは、USSR 大使が大論点 1 小論点 2 を主張して終わった。最後に、議長提案として 6th meeting までに議論が終わらなかった場合に、コーカス（文言交渉）の時間を削って、主にインフォーマルで大論点 2 小論点 1 を議論する時間を設けるという提案がなされたが、賛成:3・反対:12 で否決された。

〈6th meeting; コーカス〉

最初は、コーカス MAX で行われた。その後に、議長提案として、7th meeting で大論点 2 のシッティングコーカスの議論を提案した。（現状、大論点 2 すら議論できていないため、大論点 2 でインセンティブを取る国を考慮して、5th meeting では否決されたが、最後のチャンスとして（フロントという中立の原則が無視されると非難されたが…）採択をかけた。その結果は、賛成:4・反対:11 で否決されたため、そのままコーカスに移動になった。

〈7th meeting; 文言交渉〉

US 大使を囲むようにして、全加盟国が一つの円になって決議案（イスラエルとエジプトの停戦に関する）を作成していた。今回に関しては、大論点 1 小論点 1 と 2 の USSR の主張の部分だけしか決議案に入れることはできなかった。一方で UK 大使がスエズ運河の国有化に関する決議案を作成していた。それに対抗する形で USSR 大使も作成していた。

〈8th meeting; 文言交渉〉

決議案の作成の続きが主に行われていた。（決議案の締め切りは 16:10）それと同時に、二カ国間交渉も進められていた。下記に二カ国間交渉の帰結を記す。

- WP.11_by_Israel (イスラエルとエジプトの停戦合意)

- ・ WP.7_by_USSR (イスラエルと USSR のチェコスロヴァキア＝エジプトの相互援助条約の破棄)

〈投票にかけられた決議案〉

* ユーゴスラヴィアは体調不良で欠席

- ・ DR.1_by_US (賛成 11・反対 2・棄権 2: 可決)
- ・ DR.2_by_USSR (賛成 7・反対 7・棄権 1: 否決)
- ・ DR.3_by_UK (賛成 7・反対 7・棄権 1: 否決)

3. 会議総括・課題

反省

TT案の予測が甘かったこと

今回議論が停滞したのは、英仏イスラエルの作戦であったが、フロントが TT 案を作成する中で一つ一つの論点の時間配分や主張内容について予測が十分に出来ていなかった。それを踏まえたうえで、今会議においては公式討議の時間が以上に長かった。(多くの国が point of information を使っていました。) フロントはそれを予測できていなかった。その結果、大論点 1 の半分しか話すことができなかった。

メンターでフロントとデリの共有がうまくできていなかったこと

今会議は 2 週間ほど準備期間があったが、いくつかの国は、一種間前になっても連絡がとれないことがあった。そのため、進捗状況がわからなく、当日までどのように動くのかやアドバイスをすることができなかった。その結果、会議当日の議場理解ができていない国がいくつか見られた。

新メンへのサポートがうまくできなかつたこと

今回新メンは 10 人参加してくれた。議題の勉強会は行ったが、プロジェクト講義を行うべきだった。行わなかった理由として、多くの人が新歓会議に参加している、通活でプロジェクト講義を受けたことがあったからだ。さらに、ほとんどの新メンは老メンとペアを組ませた。理由として、実際に近くで先輩方の姿を学べることが新メンの今後に良いのではないかと考えたからである。しかし、今回は想定しているよりも議場が複雑で、議場理解が難しかった。さらには、老メンの負担 (ほとんどが主要国であったため) がより大きくなってしまった。メンターでも新メンの進捗状況などを聞くことが中々できなかつた。

新メンのサポートに関しては、一番重きを置いていた部分だったので、会議が終了したあとに新メンに今会議についてのアンケートを受けてもらつた。(気になる方は連絡ください。) その中で、ほとんどの人が「会議が純粋に楽しかつた」や「会議がとても面白かつた」と書いてくれた。それについては、内心ほつとした。ただ、議場理解については、完全に理解できていた人はいなかつた。

反省点をあげたらきりがないが、今回の一番の反省点は、やはり論点がすべて解消されなかったことだろう。これは、デリの責任ではなく、会議監督の会議想定の具体化ができていなかったことに責任がある。申し訳ない気持ちでいっぱいである。

しかし、想定していたよりも多くの人が参加して下さり、新メンから老メンまでの多くの方が“楽しかった”と言ってくださったことは、大変うれしく思うと同時に感謝を申し上げたい。

京都研究会前期会議『条約法条約』

会議監督：向菜友子

1. 会議概要・目的

議題説明・議題選定の理由

- ・議題：条約法条約
- ・議題設定日時：1969年4月9日～5月22日
- ・設定議場：条約法会議

※史実では第一会期（1968年3月26日～5月24日）と第二会期（1969年4月9日～5月22日）が開催されたが、今回は会議設計上、第一会期が行われていない状態で今回の会議が開催されるということにしていた。

条約法条約とは、それまで慣習法として存在していた条約法を法典化したものである。国際連合設立時からその必要性は認識されており、国連国際法委員会(ILC)によって議論が重ねられ、最終的な ILC 草案が完成したことを受け、世界各国の大半が集まり条約法会議が開催される運びとなった。

議論可能範囲

- ・第38条（第34条）

国際慣習となることにより第三国を拘束することとなる条約の規則

- ・第52条（第49条）

武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制

- ・第53条（第50条）

一般国際法の强行規範 (jus cogens) に抵触する条約

- ・第64条（第61条）

一般国際法の新たな强行規範の成立

- ・第65条（第62条）

条約の無効、終了、撤回、または運用の停止の場合にとるべき手続き

※条項は条約法条約における条番号（ILC 草案での条番号）の順に記してある。

第38条の慣習法のもつ法的拘束力は伝統的な西欧国際法の法典化にあたるが、第52条の条約締結時の国に対する強制の禁止や第53条、第64条の强行規範といった概念は、当時、新しく形成され始めた規範であった。そのため、条約法条約においてこれらがどのように記述されるかは今後の外交規範に大きな影響を及ぼすといえる。また、条約法条約の実効性を高めるために第65条においてどのような紛争解決手続きを定めるのかも重要であった。

条約法条約を議題に選定した理由としては、まず国際法の基盤となる知識を会議準備を通して身につけられることであった。私自身もそうであるが、会議ごとに必要な知識を身につけるといった形で進んでしまい、結局国際法の知識が十分にあるのか不安という声は少なくないようだ。条約法であれば、デリが他の会議でも使える一般的な知識を整理できることができると考えた。また、議題の難しさは課題であったが、根本的な国際法議論であるからこそ、法議論に限らず、新メンでも主張を軸として議論に参加しやすいと考えることもでき、この議題に決定した。

コンセプト解説と会議の目標

Link

コンセプトはメン歴を問わず、デリに叶えてほしい三つの目標を表現した。

一つ目は、準備から当日までを繋げることである。他のとこに忙しく、つい会議準備を怠ってしまったり、そもそもどこまで会議準備を行えばよいのかわからず会議当日に準備不足に気づくといったケースはしばしばある。私自身、そうした経験をしたことがある。しかし前期会議は、デリが当日、「タスクで理解したこと、準備したロジック・戦略を使うことができた」を実感できる会議にすることを目指した。そのためにデリだけの努力に任せることなく、タスクのレベル分けを行ったり、フロント内で情報共有を行い、できるだけ会議準備をサポートし、進度の調整を行った。

二つ目は、参加者同士が会議を通して繋がることである。新メンを迎えての初めての研究会会議ということもあり、勉強会やチア講で交流の場を設けること、Discord 上での会話を盛り上げることなどは微力ながら心掛けた。

三つ目は、いずれ他の会議と今回の知識の経験を繋げることである。新メンのみならず、多くのデリにとって今回の議題は抽象度が高く、議論することも国益の設定を行うことも難しかった。しかし、多くの議題において前提とされている事柄に向き合うことによって、より個別具体的な問題の解像度も増し、新たな視点を得られるはずである。すぐにはそれを実感できずとも、何かの折にこの前期会議の経験が活きてほしいと思いこの議題を選択した。

会議設計の工夫

まず、史実の条約法会議に沿うのではなく、国連総会にできるだけ近い形で会議を開催する方法を模索し、スピーチを行うことやインフォーマルとコーカスのくくりで会議を進めることとした。理由は、研究会会議として他の会議への汎用性が高く、模擬国連のプロシージャの理解が深まる会議であることが望ましいと考えたためである。また、会議経験の少ない新メンにとってプロシージャの理解が過度に負担になることを避けるため、分割投票や修正案の提出などは禁止した。

一方で、独自性が残った部分もある。一つ目は会議開始前に草案が存在していることである。この点はむしろデリにとっては、会議開始時から文言レベルで対立点および交渉方法を

意識することができ、流れをつかみやすいのではないかと想定していた。また、BGにおいても史実で出された修正案の比較などを行い、抽象的な理論上の対立がどのように文言に反映されるのかが想定しやすくなるよう心掛けた。メンターでも説明を行ったため、当日に修正案の解釈に悩む大使は減ったと思われる。史実で出された修正案に考えが制限されるという懸念はあったが、ボリビア大使やUK大使、フランス大使、日本大使などの修正案を筆頭に独自の案も多数見られた。

二つ目は、条約草案の採択要件が2/3であったことである。議題の性質上、コンセンサスに近い国の賛成が必要であること、一方でフランスなどの国が反対や棄権を挙げる可能性が高いことからこうした採択要件となった。TT案は当初、採択要件過半数、改正要件2/3にしていたが、これも2/3に統一し、陣営を越えた交渉の必要性を高めた。

三つ目は、条約草案の提出以外に法的拘束力をもつ宣言をコンセンサスで採択することが可能であったことである。条文上で規定できる内容には限りがあり、議論範囲の事柄についてより広いグラデーションで妥協領域を探ることを可能にするため、宣言の提出を可能とした。当然ながら、議論範囲の事柄については条項を追加することも可能とした。ただし、紛争解決手続きに関わる附属書についてはフロントから使用可能な附属書案を制限し、過度に詳細な議論が行われることを避けた。フロントの反省点としては条約の中で一部分を取り出すという性質上、追加条項の内容や付随可能な附属書の内容を事前により明確化しておくべきであった。

また、ここでペアデリについても少し述べる。当初はペアデリは設けない予定であったが、ペアデリの希望が一定数あったことやアプライ数が想定より多かったことから8組設置することとなった。デリ間の経験の差をなるべく減らし一方向の関係性にならないようにしたかったため、会議経験のない新メンは新メン同士または旧メンとのペア、会議経験のある新メンが老練メンとペアを組むようにした。先輩メンと新メンのペアはやはり先輩メン主導になってしまいがちだったが、新メンから提案を行っている場面も見られた。どのペアデリも苦労していたのがペアミートの時間を合わせることである。ペア間の経験や意欲の差もさることながら、ペアミートの時間を確保できないことが一番の難点であると感じた。フロントとの個別メンターでそれらを解消する予定であったが、シングルデリとのメンターにプラスしてのサポートはできていなかった。

2. 会議の経過、成果文章について

事前会合

今回の事前会合では、TT案を前の週の日曜日までに提出するようフロントから求めていた。これは、始めて議論議論に参加することとなる新メンが、どのような案を指示するべきなのか事前に想定しやすくするためにいた。この時点では国益策定にたどり着けていないデリもいたものの、事前会合前の一週間のメンターを通してある程度 TT案の評価の仕方を周知することができたように思う。

提出された TT 案はコーカスとインフォーマルの時間配分とインフォーマルの目的においてグラデーションがあった。法議論を基に議場の流れを作りたい西側はインフォーマルの時間が長めかつ、インフォーマルで再反論まで行い合意提案を目指すといった TT 案が多かった。一方、AA などは陣営内での意見のばらつきをまとめるためにコーカスの時間が必要であり、コーカス重視、インフォーマルは主張のみといった TT 案が多かった。

事前会合ではイスラエル大使の提案で始めにインフォーマルが行われ各 TT 案に対する質疑応答が行われた。その間に裏交渉が進められ、AA が最も多数の修正案を持ち国数も多かったのにも関わらず、コーカスが開始した時点でユーゴスラビア案でまとまりつつあった。一方、西側は西陣営内でコンバインした結果誕生した US 案にまとまったが、ここにかなり時間をとられた印象である。東側、LA 諸国は当初 TT 案を持っていたものの、それを通すのではなく、AA や西側と交渉し、コンバインする戦略をとった。結果としてユーゴスラビア案でも US 案でも東側の望む論点の順番の変更がおきた。

AA と西側での交渉がほとんど行われないまま二度目のインフォーマルが始まり議場に残っていたユーゴスラビア案と US 案の解説、質疑応答が行われた。そして、イスラエルの提案によりフロントが元々設定していた時間を前倒しする形でデリからの要請によりユーゴスラビア案と US 案が採択にかけられることが手続き投票にかけられ、AA が賛成して TT 案採択が始まった。しかし、両方の案が採択要件である 2/3 を取れず、コーカスが再開された。これはコーカス中心のユーゴスラビア案で少数派の意見が反映されにくくなることを懸念し、インフォーマルの時間を少しでも伸ばしたかった東側諸国およびラ米諸国がこの時点ではユーゴスラビア案に賛成しなかったためである。その後の交渉でインフォーマルの延長を可能にする修正が行われ、ユーゴスラビア案が可決されることとなった。

ユーゴスラビア案はかなり独自性が強く、条文ごとに短いインフォーマルとコーカスを繰り返し、最終的に全体のコーカスが行われるというものだった。インフォーマルの時間は伸びたものの、コーカスの時間が多く、また早い段階からあるため、かなり AA 側に有利な TT 案であった。加えて、AA 側が早期の採択を行おうとしたことも強硬な AA のイメージも本会合に影響していたといえるだろう。

修正案の事前提出

事前会合で採択された TT 案に従い、本会合は文言ベースでインフォーマルが行われることとなり、デリは修正案をフロントに事前提出し、フロントが前日にそれを配布する形式となった。修正案の提出状況は以下のようになった。

第 34 条「国際慣習となることにより第三国を拘束することとなる条約の規則」

…8 種類 15 カ国

第 49 条「武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制」

…15 種類 17 カ国 ※これに対する宣言の提出された

第 50 条「一般国際法の強行規範に抵触する条約」

…11種類 11カ国

第61条「一般国際法の新たな強行規範の成立」

…4種類 4カ国

第62条「条約の無効、終了、撤回、または運用の停止の場合にとるべき手続き」

…10種類 10カ国 ※条項の追加提案を含む

些細な文言の違いに留まるものもあったが、ポルトガルとベルギーがそれぞれ49条、50条と61条に対し全削除提案や、ボリビアの地域的な国際法への言及など国益を全面的に反映した案を出す国が多く、修正案のバリエーションは広かった。一方で、34条では西、東、AA、LA全ての陣営から全削除提案が上がるなど意外な意見の一一致もみられた。これらの修正案からどこの国が重要な交渉相手となり、またどの案を中心に議場をまとめていきたいかを想定できていた大使が、本会合でスムーズに動けていた。

本会合一日目

本会合一日目はTTに従い、始めロビーイングが行われたが、結局どの国も修正案の取り下げは行わなかった。AAはリビア、ユーゴスラビアを中心に、西側はUKを中心にまとまり、フランスが単独行動する形になった。また、ラ米諸国は陣営内で国益の違いが大きいことが認識されていたが、陣営としてのまとまりを維持する方針をとった。また、この段階から東側諸国と西側諸国の両方で広い合意の重要性を確認するWPが作成されていたのは事前会合の影響とも見える。

始めに行われた34条についてはインフォーマル、コーラスを通して、各の立場確認にとどまり、合意やコンバインは行われなかった。一方、次の61条については紛争解決手続きを選択条項とするタンザニア案にAAとLAの一部がまとまった。AA内部には強制的な仲裁裁判を望み、選択条項を指示しない国々もいたが、それらの国々が遅れを取ることとなった。そして、このタンザニア案にICJへの付託と強制的な紛争解決手続き開始までの期間を短くすることを入れることで西側ともおおよその合意が生まれた。しかし、この部分が選択条項になってしまったこと、また西側にとってこの条項は強行規範とのバランスをとつて解決すべき内容であったことかたここでの同意は時期尚早であったといえるだろう。最後に行われた49条についてはAAは経済的政治的圧力の禁止を含めたDRコンゴ案にまとまつたが、最終的には宣言での非難に妥協する見通しを共有していた。またラ米諸国もAAの影響で同様の修正案を支持する方針となつた。一方、西側諸国は前述の紛争解決手続きの交渉がこのタイミングで進んでいたのに加え、翌日の強行規範について西側内での主張のすり合わせが行っていた。

本会合二日目

本会合二日目は残されていた50条と61条の強行規範についてのインフォーマルとコーラスが行われた。インフォーマルは一日目と同様に立場確認の場となった。続く、コーラスでは当初のTTでの想定に反し50条・61条だけでなく全条文にまたがる包括的な交渉が既

に開始されていた。AA ではユーゴスラビアの作成した NAM 案が共有された。しかし、一日目に西と AA でまとまった紛争解決手続きについて中央アフリカなどから選択条項ではなく強制仲裁を望む声が上がる。また、強行規範についてもフランスとマダガスカルを中心とする AA の一部の国が異議を唱える。一方で並行して、ユーゴスラビア、リビア、タンザニア、インドなどの NAM 案主導国と UK、ベルギー、US、オランダなどの西側で条項、国に対する強制の宣言の文言レベルの交渉が開始する。

そのまま、条文の縛りのないコーカスの時間が開始する。NAM 案主導国と西側の交渉はおおよその方針を変えず継続された。一方で、東側諸国は強行規範、34 条などで西側に妥協しないよう AA に圧力をかけた。また、ラ米諸国は陣営のまとまりが崩れ、34 条削除派のベネズエラが東側と 34 条に法の一般原則を入れたいメキシコなどは NAM 案主導国と共に動いていく。AA 内部でもこうした動きやフランスの交渉の影響で混乱が生じ始めていた。条約案提出締め切りの 2 時間前になってようやく NAM 案主導国と西側の交渉結果である Final 案が議場全体に共有されることとなる。続けて、さらなる国益達成を狙うソ連案と西側案が議場に公開され、ソ連がシッティングコーカスを行うことを求めるが、シッティングコーカスが開始されないまま時間が経過する。また、地域的な国際法に関する文言を入れることを狙うボリビアや 34 条の全削除を狙うベネズエラも Final 案作成国に対し交渉を行っていたが、Final 案の支持がすでに広まっていたことや十分な交渉時間が残されていなかったことから修正はされないまま、Final 案と付随する宣言、附属書がフロントに提出された。

投票では、コンセンサスで採択にかけられる宣言の立場を表明することを回避する意図でフランス大使が退席した。条約法条約案は賛成 40 異議権 2 (ベルギー、南ア) 反対 1 (ボリビア) で 2/3 の賛成をもって可決された。宣言はボリビアの反対によって否決された。

成果文書と全体の評価

採択された条文は結果的に第三諸国・西側諸国・東側諸国の国益がそれぞれの条項でバランスよく反映されたものとなったが、各条項の重要性・内容を考慮すると東側諸国や一部の第三諸国の方が国益を達成したといえる。34 条の慣習法の拘束力については法の一般原則を入れることを目指していたメキシコなど LA と AA の一部の国、49 条の国に対する強制については強制を武力に限定したかった西側が国益をとった。50 条・61 条の強行規範については中立的な文言に落ち着いた。62 条及び 62 条の追加条項の紛争解決手続きについては、司法的解決を望んでいた西側にとってはかなり厳しい帰結となった。西側との交渉を行ったのは主に AA であったが、62 条が自由な紛争解決手続きを定めるにとどまったことはむしろ東側諸国の国益達成に最も貢献した。

全体としては、成果文書の作成に関わっていた国の数が限られていた印象を受けた。これには、事前会合で AA と西の交渉がほとんど行われなかつたことの反動的に、本会合では早い段階で AA (NAM 案主導国) と西の交渉が開始されたことが影響しているように思われ

る。結果 AA 内部での意見の違いが保留されたまま会議が進行した。また、この交渉以外にも各所で交渉が行われ合意が生まれていたが、五つの条項全体での合意を取ろうとしていたのは NAM 案主導国と西の交渉のみであった。そのため他の案は対立案としてではなく、NAM 案主導国と西が作った Final 案への修正として提案するしかない状況が生まれていた。さらに、AA と西で既に同意されていたため修正を行うことも難しくなっていた。成果文書の交渉にあまり関われなかつた国がいたことや 62 条において西側の国益が大きくそがれることは、今回の会議の後の展開、すなわち各国が署名と批准を行い条約が発効されるのかに影響するだろう。しかしながら、二日間という短期間で議論範囲も国のスタンスのばらつきも多い中、一つの成果文書をまとめ、この議場においてはコンセンサスに近い合意を生みだしたことは評価されると思う。

3. 会議総括・課題

今回の会議は戦略の多様性が広い会議になったと思う。TT 案の時点から、様々な議論の仕方が提案されており、私も新しい模擬国連の戦い方を知ることができた。また、本会合においても、複数の条項をどのような順番で解決していくかは国益の達成度を決める鍵となっていた。当初、条約法条約を議題に選んだときは、インフォーマルの議論を中心とした会議を想定していたが、実際にはコーラスにおける交渉戦略が重要な会議となった。その要因としては、条項数が多かったことと第三諸国が圧倒的多数を占めていたことがあるだろう。

条項数に関しては、今回は五つの条項で四つの論点を扱ったが、これが二日間の会議で扱える最大だったように思う。論点を一つ減らせば、インフォーマルの時間を伸ばすことができたかもしれないが、戦略の選択肢や国益の分散化が難しくなっただろう。条約系の会議においてどの条項を取り出すのかは難しい選択であり、今回のような交渉優先の会議も意義があると思うが、想定通りの議論重視の会議を作れなかったのは反省点である。

また、第三諸国と他陣営のバランスについては、国数設定というよりも数だけではない西側の影響力の大きさを十分にデリに伝えられていなかったことが問題であった。事前会合から本会合にかけてこの点は修正できたように思うが、逆に AA や LA の国々が議論に参加できていない状況が生まれてしまった。国数が多かったことも今回の流れができた要因の一つだろう。また、関連して第三諸国内での国益のばらつきが不十分であり、全てのデリが自国理解と国益設定を会議行動に繋げられていたわけではない点も反省したい。条約法条約はとくに国益設定、あるいは国益の根拠づけが難しい議題であった。BG や史実会議資料、レベル分けしたタスクなどでそれらのリサーチの補助は行ったが、国益の根拠まで詰められていなかったケースもあった。各デリが自信を持って会議行動を行うために、国益の根拠の部分まで固められるようにすることが必要である。

いろいろな指摘をしてきたが、最後に、50 名を超えるデリがこの会議に関わり条約法と一緒に頭を悩ませてくれたことはディレクとして一番の喜びであった。当初の想定を超え

て、議題に関わる国際法、理論の理解だけでなく、様々な戦術も学ぶことのできる会議になったと思う。Link というコンセプトに込めたように、何かの会議でここでの経験が繋がればよい。

デリや当セク、見学者の方々に支えられて、この会議を成り立たせることができた。そして、私が前期会議を楽しめたのは何よりフロント三人のおかげであることを伝えたい。本会議に関わってくださったすべての方々に感謝の意を示す。

神戸研究会前期会議『天然資源に対する恒久的主権』

会議監督:西原 悠宇

1. 会議概要・目的

議題概要

大戦後独立した途上国は、経済的な従属状態にあった。これを脱する為、多くの国はその天然資源を国有化し、そこから収益を得ることを目指んだ。しかし当時途上国の天然資源を牛耳っていた先進国企業とこれを保護する先進国との間に利害の衝突が生じ、数々の事件、判例が生まれた。

その中、途上国は国有化措置の正当性を主張する為、1950 年代から国連において「天然資源に対する恒久的主権」なる概念を主張した。この概念に関する論争は、脱植民地化、自決権、主権、管轄権配分、国際経済体制などについての論争を巻き込みながら、長きにわたって続けられた。この会議もその渦の中にある。

会議概要

議場は 1962 年の国連第 17 回総会第 2 委員会である。天然資源恒久主権委員会から送付された草案を元に議論する。東側-AA-ラ米-西側という典型的な冷戦構造の会議である。草案が出ており、収束議場とも捉えられるが、草案起草段階で独立していなかった国も多く参加しており、根本的、抽象的な議論から発散的にやり直すことにも正当性があった。また上述の通り関連領域が多く、さらに主な争点である国有化時の補償や自決権の概

念が未熟であり、かなり議論の余地があった。つまり、かなりデリ次第で振れ幅のある、多様な交渉ができる会議であった。

会議目的、設計

デリに自分の存在意義を感じてもらえるような会議にしたかったため、各アクターに決定力があって、多様な展開が可能な議場を探した所、この議場に行き当たった。

また別問題として、デリの過労傾向、日常生活への悪影響の緩和のため、事前交渉や中間交渉は全て無しにした。中間交渉を無くしたのには新メンへの配慮という別の理由もあり、これは後述する。

同じく過労傾向の緩和のため、フロントが持っている資料などは全て公開し、リサーチの手間が省かれるようにした。

2. 会議の経過、成果文章について

会議の経過、デリの行動への評価

事前交渉をしなかった為、当日の前半は文言案の調整や WP の共有など主張の共有、統合

がメインとなった。会議序盤はいくつかの国の WP 戦術が議場を動かしていた。議論議論は 2 日目午前まで続いた。

インフォーマルは非常に抽象度の高いものとなり、議論の収束に苦労した。

コーカスでの各グループの予測された動きは、US は譲歩しつつ票を取り、ラ米や稳健 AA は西側に配慮しつつ AA によって途上国としての国益が達成されるよう立ち回り、強硬 AA やソ連はなるべく決議を自分側に寄せつつ、必要であれば議論の延期や合意の阻害にも動けるようにしておく、というものだった。概ねその通りに行つたが、US の序盤の交渉の停滞、ラ米の活性の無さ、稳健 AA の受動性、AA をまとめるシリアの態度の強硬さ、ソ連の柔軟性などが予想外であった。

結果として、かなり西側の利益が強く実現されるインド主導の決議が 2/3 近い賛成で通った。この案をインドが主導したこと、稳健とはいえ AA がこの案に多く賛成したことは恐らく単に失敗だと言っていいと思われる。また、対照的に AA の利害を多く盛り込んだシリア案は 9:11(賛成:反対)で落とされた。交渉可能領域がないことを前提に、むしろ譲歩せず票数と主張を維持して、この決議が出た後の総会で争い続けるという意図だったらしい。賛成や棄権がもらえないなら譲歩するメリットはないので、こうした AA の温度感を察した西側はその文言を弱めなかつたものと思われる。

サークルとしての評価

会議の序盤では交渉相手を非難したり、マイナスな発言をしたりする大使があり、サークル活動として不適切であった。注意ののち態度は改善され、3,4 日目には全員がのびのびと交渉できる環境が作られていた。

前期会議での重要な関心事である新メンだが、1,2 日目はどうしていいかわからないと言った様子で、ほとんどが硬直していた。この状況を打破するため、中間交渉をせずに、新メンにもう一度会議準備をする時間を与えた。もし中間交渉をしていたら、旧以上に吸収され、流されるままに会議が終わる恐れがあった。旧以上に吸収されぬよう、コーカスを挟まずインフォーマルを開始し、それぞれの国の色が出るようにした。結果として、3,4 日目では新メンが活発に動けていた。我ながらいい対応をしたと思う😊

3. 会議総括・課題

デリの課題

展開想定もして戦略も組んだが、それを実行できていないデリが多かった。議場にいると精神的にも余裕がなくなり、引っ込み思案になるのは分かるが、意識的に議場を俯瞰して見て、今自分が予測した展開の樹形図のどのパターンの中にいるのかを適切に把握し、それに従って行動を瞬時に決められるべきである。

実行力!!!これ課題!!!

フロントの課題

議論議論をデリに完全に任せたのは失敗であったように思われる。囚人のジレンマに似ていて、独善的なアクターしかいないと失敗する。議論の効率化、全体会益を目指すフロントというアクターがある程度介入することで、もう少し綺麗なインフォーマルが作られたのではないだろうか、と思う。

名古屋支部前期会議

「第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）」

会議監督：九州支部旧メン 染谷真樹¹

1. 議題概要・選定理由

今会議は第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）を議題として扱いました。本会議は COP 史上でも悪名高い会議として知られています。その理由として、本会合の前である準備会合の時点から先進国と途上国の隔たりは埋まることなく始まった。模擬国連的な説明をするならば事前会合及び事前会合において何も合意形成が行われず本会合が始まるといった具合だろうか。また、12 月 7 日に本会合が始まってからもこの溝は埋まることなく合意も得られずに会議は進んでいった。さらにはホスト国であるデンマーク案がメディアによってリークされると途上国は交渉プロセスが不透明だと反発しついには閉会 2 日前の 12 月 16 日には突如議長が解任された。また、最終日になり首脳級の全体会合が行われたが話はまとまらず会議を一日延長し、各国首脳級が徹夜で交渉を行い、最終的には国数を絞り交渉を行ったことで DR はできたものの途上国の反発によってコンセンサス採択はできずに「政治合意」にとどまることとなった。

ここまで議題概要について説明したが議題選定理由は主に 3 つある。模擬をしていて自分たちの出す決議に対して今後の世界にどのような影響を与えるのかというのを実のある決議の採択によって「未来を変える」という成功体験を持ってして実感してほしいと考えたからである。二つ目に史実は話がまとまらず延長会合という形をとったが模擬の場合はそうはいかない。時間内で帰結を出すということを意識してほしいと考えた。そして最後に前期会議という立ち位置や性質から新メンが会議に主体的に取り組めるものでなければならないと考えた。多くの模擬国連においては国際法を根拠やロジックとして用いるがこれは会議経験によるものが大きいだろう。用いる国際法によってはそのもの自体を議題として模擬した経験など埋められない差があるがこれを極力なくし、すべての国にインセンティブがある会議を作りたいと考えた。その中で環境分野は根拠として使えるものはこれまでの COP 決定や IPCC 報告書など限られている。（IPCC 報告書も毎回膨大な量があるが読むのが不可能なわけではない）また、気候変動においては普段声を大にすることのすくない AOSIS や LDCs も主要アクターであり、国によって議題に対する烈度のグラデーションなどは非常に少ないと言えるだろう。

このように私が模擬国連をする上で感じたこととそれをどのようにしたら会議設計者としてデリに伝えることができるのか。そして名古屋支部の前期会議は何が求められている

¹ mail: so23m2hu@gmai.com

のか。この二つの軸で議題を考えたところこの COP15 を模擬することとなった。

2. コンセプト説明

コンセプトは「闘争心」であった。このコンセプトを選んだ理由としては主に二つある。まず一つ目に気候変動という人類共通の関心ごとであり差異はあるが共通に責任を有するという問題に対してデリ自身が主体的に闘争心を持って挑んでほしいという思いがある。そして二つ目として新メンに対するメッセージが挙げられる。これは私の新メン期の経験からくるものが大きいだろう。私は一年前の九州支部前期会議が模擬国連との出会いであった。当時何も分からずペアの先輩について行くだけの会議だったことを覚えている。まずはルールを知らないと何もできない。そして議論の輪の中に入らないと何も成すことができないのだとその時に痛感した。私はこの自己の経験から全ての新メンの参加者には議論の中に飛び込んでほしい、その中で他者だけでなく議論の輪の中に飛び込むという自分との戦いにも勝ってほしいという思いからこのコンセプトを選んだ。

3. 議論経過

本会議はモデに集中してほしいという観点からモデ中のメモ回しは禁止した。そのため各グループ内での調整のためのロビイングを設けた。その後モデを 1 日目に行なった。論点はこのように設定した。

- 大論点 1 ポスト京都議定書
 - 小論点 1 京都議定書に対する評価
 - 小論点 2 削減主体の見直し
 - 小論点 3 削減へのアプローチ
- 大論点 2 他国間協力
 - 小論点 1 資金、援助の枠組み

まず大論点 1 の小論点 1 だがこの論点は今後の議論を円滑に進めるために京都議定書に対する評価を「評価する。なぜなら」や「～については評価する。しかし問題点も～」のような形で主張をとりそれに対する質問フェーズまでとる形をとった。これは過去のものに対する評価やスタンスの明確化を行い今後の議論を円滑にすることを目的とした。実際に多くの国によって評価する点や問題点の洗い出しが行われたことで各国の目指す先が明確化されたことで円滑化できた。

その後、大論点 1 については削減主体を広げたい先進国と AOSIS らと削減主体に入りたくない BASIC らの議論が行われた。その中でも議論中に 2007 年に発行された第 4 次 IPCC 報告書を根拠とする大使もあり、科学的根拠に基づく主張がされていたことを評価したい。

一方で、BASIC らは「共通だが差異ある責任：CBDR」の原則を根拠とする主張が多く合意形成はかなり難しいがゆるい合意提案なども生まれたが後述する文言にこれが生かされなかったと感じる。ただ、合意を目的としたモデという想定はしていなかったため、合意が生まれたということ自体デリの作った成果と言えるだろう。

そして大論点 2 では支援の枠組みについての議論がなされた。この論点はアメリカに対してどの程度譲歩を引き出すかが肝となっていたがそれだけでなく、世界銀行など他の手段も提案されたがこれらは UNFCCC が主体であるべきという意見に押されていた。この論点において合意は生まれることはなかったがインド大使とアメリカ大使のデリ間の議論は非常に白熱したものとなった。

二日目は初めから文言交渉のためのアンモデを行った。しかし午前中は各陣営内調整や陣営間の調整を行なっていた。今会議は参加者数が非常に少なかったため調整アクターとしてフィジーが議場全体のまとめ役として機能し、フィジー原案をもとにコンバイン作業をながら他方ではアメリカにどのようにしたら飲める文言なのかという交渉を行いつつ午後には全体交渉が行われた。しかし全体交渉が始まったのが午後からであり、かなり時間に追われながらの交渉になっていた。結果として DR 締切時間を少々延長し、出来上がった。提出国は議場全体の交渉をもとに議長が提出するという形を取ることになった。

4. 会議結果

端的に表現すると文言自体は悪くないが最悪の結果であると結論づけられる。というのも出来上がった文言としては 2 度目標ではあるものの要所要所に 1.5 度の文言が出てきており、2013 年までに新たな枠組みを作るほか UNFCCC 主体の支援の枠組みの明記されていた。しかしながらこの文言ができる際に時間に追われたことにより、一部の国々によりまとめられたことで議場全体に対してうまく共有されず、票集めを一切行われなかつた。当会議はコンセンサス採択がされた場合のみ気候変動枠組条約の附属書といて採択されるがそうでない場合にロールコールによって 2/3 以上の賛成で史実同様テーク・ノートを、それに満たなかつた場合は会議の成果文書が何も出されない（しかし、DR 案として議場外に出ることになる）という形式をとつた。そして結果として一部の国によるコンセンサスブロックのみならずこのテーク・ノートすらも落ちる結果となつた。

これらの投票行動により会議結果としては非常に残念なものになってしまった。だが、これはこの会議特有なものかと言われると非常に複雑な問題であると言えるだろう。実際に史実では最終的なドラフト案は一部の国によって急進的に作られたものでこの交渉プロセスに対して反発がありこれによって反対票が投じられたこともある。非常に難しいが全体交渉において全員を掬い上げることの意義を改めて確認させられる会議であった。できた文言案は最終的な投票行動によって水の泡になったと言っても過言ではないだろう。

5. 総括

総括としては少人数な中でそれぞれのデリが様々なものを抱える中で行われた会議として議論とできたドラフト案に関しては良いものであったと言える。ただ、交渉プロセスにおいて全体が合意できるような説得などを議場全体として誰一人として意識できず、このような突発的な要因によって歯がゆい結果になってしまったことは残念であった。

また、議論においても上級生デリによる高度なモデルが行われたことで私含め新旧メンは触発され良い影響を与えることができ前期会議としての最低条件はクリアしたと考える。それと同時に模擬において議論や文言をまとめるだけで満足するのではなくこの文言を可決に持っていく意識を持つことの重要さを痛感することができたのではないだろうか。このようなことから誰にとっても一度立ち止まり再考する機会になっただろう。

そして私個人の反省としては、私自身もドラフト案は全員が飲めるようなものになるだろうという固定観念に囚われてしまっていたためもし落ちたら？という想定が非常に甘い部分や、少人数の会議で国数が少なくそれぞれの国に対して課した責任が重く「模擬」しきれなかったことが挙げられる。

最後になるがこの少人数の中で戦い抜いた参加してくださったデリ、私の注文を否定せず軌道修正してくれたフロント一同、そして最後に九州支部という他支部の人間を会議監督として受け入れて会議を実現させてくださった名古屋支部の関係者など当会議に関わってくださったすべての方に感謝の意を述べたいと思う。ありがとうございました。

北陸支部前期会議『シリア情勢²』

会議監督：前田朔太郎

1. 会議概要・目的

本会議は中東の大きな民主化運動の波であるアラブの春、そしてその一つである2011年から起こったシリアにおける政権打倒運動とそれを鎮圧しようとする現政権との紛争の悪化に伴い、国連によるシリアに対する対応等についての議論を行うために、アラブ連盟からの要請も受けて開催された会議である。2010年にチュニジアで巻き起こったアラブの春であるが、その影響は当時、大統領であるアサドによる独裁的な政治が行われていたシリアにも及んだ。シリアでは2011年から運動が活発化し、多数の民衆によるデモが頻繁に行われた。それに対して政権側は実弾を含む武器を用いての鎮圧を試み、民衆側に多数の死傷者が出ていた。この政府の対応により、デモ等による政府への働きかけは一応は失敗した形となり、それ以降は軍を離反した者、弾圧を受けた民衆が武器を持って政府に対抗しようとする動きも激しくなり、民主化運動は内戦にまで発展した。当初これを鎮静化させようとアラブ連盟はシリアの連盟資格停止や調査団の派遣などを起こさない、中東内で解決しようとする動きを見せたが、結局大した効果を見せるることは無かった。そこでアラブ連盟が国連による解決を求めるのである。当初国連安保理によって議論が行われたが、中露の拒否権の発動などで機能不全に陥った。そのため総会にまで議論の場が回ってきたのである。本会議はその後の会議である。

2012年のシリア情勢という議題を選択したのは春一、新歓会議で行った議題を踏まえて、この会議を行った方が新メンにとって良い経験になるとを考えたからである。まず今年度の北陸支部の春一は安保理改革、新歓会議はCOP21であり、コンセンサスは既に経験しているが、まだ国家の安全保障を考える情勢系の会議を行っておらず、そのような会議経験を培っていたいなかった。この会議は上記2つの会議とは異なり、直接的に人命がかかわる議題であるため、国連の議論の結果や自国の判断が今後シリアの人々にどのような影響を与えるのか、その場限りの物ではなく、その後のことも考慮することの重要性を理解してもらいたかった。また例えば人権を大切にするべきと唱えている国がすべて本気で人権を保護しようと考えているのではなく、自国の国益のためにあったりといった、その国の主張はなんのための物なのか、その国の行動の芯をしっかりとつかんでもらい、状況に応じて自国がすべき最低限の会議行動が展開できるようになっていただきたいというのもあった。本会議のコンセプトは想像/創造であり、自分の今後の模擬国連での活動の姿を想像し、創造するきっかけとして、本会議のシリア情勢の将来を想像し、そのきっかけにもなりうるこの会議を創造していただきたいという考えの下、使用されうる国際社会の原則の難易度等も踏ま

² 2012年2月16日

えてこの議題を選択した。

2. 会議の経過、成果文章について

議論議論

本会議では、新メンがデリの作成する論点・TT案について触れる機会にもしたかったため、議論議論の時間を設けた。議場においてはシリア非難側とシリア用語側、そして中間国の3つのグループに大別された。採択要件が過半数ということもあり、非難側は中間国の一派を早々に取り込み、非難側を締め出す戦術を展開し、それに対し擁護側はある程度シリアの意向も反映せずに議論を展開してもシリアが国連から距離を置くだけで何ら利益がないため、コンセンサスの形となるのが望ましいなどの主張が見られた。最終的には擁護側の要望を若干取り込む形で非難側の論点・TT案が賛成多数で採択された。採択された論点は以下の通り

〈論点〉

大論点1 シリア情勢の現状

大論点2 政治的解決策

小論点1 アサド政権が提案しているプロセス

小論点2 アラブ連盟が提案しているプロセス

小論点2.5 その他のプロセス

小論点3 今後国際社会はどちらのプロセスを推進すべきなのか

大論点1 シリア情勢の現状

議論は主張→主張の分類→質疑・応答→懸念→反論→再反論(議長がこれ以上の議論は平行線で不要と判断したら途中で打ち切る)→議長の合意提案 という進行方法で議論が進められた。全体として多くのデリが根拠をもって主張をしていたため、主張に対するその根拠は何かという余分な質疑・応答をすることもなく、また、同じような主張の繰り返しもほとんど見られなかった。一部20分越えの主張、根拠づけをする大使も見られたが、全体的に前期会議としては新メンも含めて有意義であっただろう。1日目は大論点1の途中まで消化して終了したが、それまでに出た合意提案は以下の通り。

「シリア国内において何らかの主体による生命・身体に対する人権侵害が起こっている」

なされた合意は1つのみであったが、シリアが国内において人権侵害が起こっていることや、テロリストが国際法上の戦闘員に当たることを認めるなど非難側有利な状況となっていた。

大論点 2 政治的解決策

議論の進行が 1 日目終了時点で極めて遅延していたため 2 日目は大論点 2 から開始した。

小論点 1 ではシリアが主張を行った後それに対する質問→応答と議論が進んだ。また小論点 2 ではアラブ連盟が主張、その後に質問→応答がなされた。この 2 つの小論点においては 1 日目のシリアの発言などからの不利な状況であったこともあり、常に非難側に押し込まれる形で議論が進行した。また、中間国もかなり非難側によつた発言をしていたため、その点については会議準備と実際の行動への落とし込みの点で問題があつたかと考える。小論点 2.5 では擁護側がシリアへの現状のプロセスが効果的に機能していないため、プロセスを見直しすることの必要性にも触れ、その方法の前提としてシリア主導であることなど、シリアによる解決を担保しようとする主張が目立つた。小論点 3 は TT 案により、コーカスに強制移行となつたため省略された。

コーカス

コーカスではエジプトが非難側の中心となって DR を作成する一方で 1 日目のシリアの発言を受けてアメリカが史実では存在しなかつた新 DR を作成するなどの動きを見せた。この動きを受けてアサド擁護側もシリアに損切りする姿勢を見せ始め、アメリカの案に乗り、シリアをアメリカ案に賛成を出すよう働きかけるような動きに転じた。最終的にはあくまでシリア主導を確認したうえでこの DR に賛成票を投じた。また、中間国はアルジェリア、レバノンが比較的早期にエジプトの DR 案に賛成する姿勢を見せ、インドやパキスタンは DR の烈度が高まりすぎないように警戒していた。

成果文書

アメリカが作成した DR は以下のとおりである。

Prevention of armed conflict

総会は(The General Assembly),

シリア・アラブ共和国における情勢の悪化に深刻な懸念を表明し(Expressing its grave concern),

2011 年 10 月 18 日の人権理事会の第 17 特別会期報告書 S-17/2、並びに 2011 年 8 月 23 日の人権理事会決議 S-17/1 によって設立された、2011 年 11 月 23 日のシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書 S-17/2/Add.1 に留意し(Bearing in mind),

シリア・アラブ共和国政府の国家主権、独立、領土保全及び国連憲章の原則を尊重するこ

とを再確認し(Reaffirming),

2005年世界サミット成果文書の第85項、並びに2002年12月18日の総会決議57/219、2003年12月22日の総会決議58/187、2004年12月4日の総会決議59/191、2005年12月16日の総会決議60/158、2006年12月19日の総会決議61/171、2007年12月18日の総会決議62/159、2008年12月18日の総会決議63/185、2009年12月18日の総会決議64/168、2010年12月21日の総会決議65/221および2011年12月19日の総会決議66/171をまた想起し(Recalling also),

すべての国連加盟国は、国際関係において、いかなる国の領土保全や政治的独立に対する武力による威嚇や武力の行使、あるいは国連の目的に反するいかなる他の方法による武力の行使も慎むべきであることを再確認し(Reaffirming),

国連憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもなく、また、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではないことを再確認し(Reaffirming),

国連憲章の目的および精神、世界人権宣言、並びに国際人権規約を含む、関連する国際人権諸条約を再確認し(Reaffirming),

シリア・アラブ共和国政府は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約、並びに児童の権利に関する条約の当事国であることに注意し(Mindful),

全ての国家は、人権および基本的自由を促進しまた保護する義務、並びに全ての国家が様々な国際文書の下で約束してきた義務を履行する義務を有していることを再確認し(Reaffirming),

2011年12月19日の総会決議66/176、並びに2011年4月29日の人権理事会決議S-16/1、2011年8月23日の人権理事会決議S-17/1および2011年12月2日の人権理事会決議S-18/1を想起し(Recalling),

2011年8月3日の安全保障理事会議長声明2011/16を想起し(Recalling),

1.シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一、領土保全に対する強い決意を再確認し、シリア・アラブ共和国における現在の問題を平和的に解決する必要性を強調する

(Emphasizes);

- 2.発生源を問わずあらゆる暴力を非難し、武装集団を含むシリア・アラブ共和国のすべての当事者に対し、あらゆる暴力や報復を直ちに停止するよう要求する(Calls upon);
- 3.暴力、恐怖、脅迫のない環境で実施され、シリア・アラブ共和国政府における表現の自由および平和的集会の自由を含む、その全住民にとっての基本的自由の完全な行使を許すという住民の正統な願望と懸念に効果的に対処することを目的とした、包括的なシリア主導の政治プロセスを実行することを要求する(Calls upon);
- 4.すべての当事者に対し、暴力行為の停止の後に、対話による平和的な問題の解決を目指した会合を開くことを要求する(Calls upon);
- 5.シリア・アラブ共和国政府の同意に基づき、有志諸国による事実調査団を派遣することを決定し(Decides)、事務総長に対し、本項の実施のために、安全保障理事会との協力のうえ、実施のための報告書を 15 日以内に提出することを要請する(Requests);
- 6.シリア・アラブ共和国政府に国際人道法に違反している状態から回復することを要求する(Calls upon);
- 7.シリア・アラブ共和国政府に対し、あらゆる人権侵害と文民に対する攻撃を直ちに終わらせ、その住民を保護し、適用可能な国際法の下での同国の義務を完全に遵守し、また人権理事会諸決議 S-16/1、S-17/1 および S-18/1、並びに総会決議 66/176 を完全に履行することを要求する(Calls upon);
- 8.説明責任を確保する重要性、並びに不処罰を終わらせ、人道に対する罪に相当する可能性のある侵害を含む、人権侵害の有責者の責任を問う必要性を再度強調する(Stresses again);
- 9.国家はテロと闘うために執るいかなる措置も、国際法、とくに国際人権法、難民法および人道法の下での義務を遵守するものであることを確保しなければならないことを再確認し(Reaffirms);
- 10.シリア・アラブ共和国政府に対し、更にこの文脈において、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 4 条に従い、いかなる状況においても特定の権利を逸脱不可能なものとして尊重する国家の義務をまた再確認し(also reaffirms)、他の全ての規約上の権利に関し、規約の規定から逸脱するいかなる措置もいかなる場合においても同条に従わなければならないことを想起し(recalls)、そのような逸脱の例外的かつ一時的な性質を強調し(underlines)、またこの点に関し、シリア・アラブ共和国政府に対し、テロとの闘いに関与

- する国家当局の間でこれらの義務に関する認識を高めることを要請し(Calls upon);
- 11.シリア・アラブ共和国政府に対し、人権高等弁務官事務所と、並びに同国への完全且つ妨げられることのないアクセスを与えることによるものを含む、人権理事会によって派遣された調査委員会と協力することを要求する(Calls upon);
- 12.シリア・アラブ共和国政府に対し、援助を必要としている人に対する人道援助の提供を確保するために、人道援助のための安全且つ妨害のないアクセスを認めることをまた要求する(Calls upon also);
- 13.安全保障理事会に対し、シリア情勢に対して効果的に対処し、本決議をふまえ、政治的解決策を提示することを強く要求する(Strongly urges);
- 14.事務総長に対し、シリアにおける情勢を監視下におき、本決議の採択から 30 日以内に、本決議の履行およびシリアにおける情勢の最新情報について報告することを要請する(Requests).

この国際人道法に違反していることをなども明記した DR にシリアがスポンサーになつたこと、投票がコンセンサスによって採択されたことには非常に大きな成果となつたであろう。

3. 会議総括・課題

決して多いわけではないが老メン以上の大使が参加する会議で、臆することなく新メンが努力し、十分とは言えないとしても独自の戦略に基づき行動をできていた点が非常に目立つ。新メンの中には会議準備段階で論点・TT 案を作成する者や、国際法をロジックに組み入れようとする者もあり、今後の成長に期待が持てた。特にわからない事があればフロントや、旧メン以上に積極的に聞こうとする姿勢は素晴らしいと感じた。この姿勢を今後の模擬国連の活動にも生かしてほしい。

一方反省点であるが、新歓会議に比べて新メン、旧メンの参加者が大きく減少させてしまったことがあげられる。模擬国連北陸支部に加入した者の中には単に中の良い先輩がいたからとか、とりあえず入った方がいいくらいでの加入であって活動そのものにはほとんど興味がないといった人も多いだろうが、そういった人たちへの興味をこの会議では引き出すことができなかつた。会議のアプライ期間中はできる限りわかりやすく、新メンでも安心して参加できるものであることを伝えたつもりであったが、結果にはあまり現れなかつたためアプローチの方法を変えた方が良いかもしない。

本会議に携わっていただいたすべての方に感謝を述べ総括としたいと思う。

四ツ谷研究会前期会議『新国際経済秩序樹立に関する宣言』

会議監督：宇尾雪乃

1. 会議概要・目的

コンセプト

「啓蒙の坂」

自信と知恵の関係をあらわすダニングクルーガー効果という仮説がある。この仮説の中で人間は何かを学ぶ時に、少しの知恵を得て自信に満ちあふれている「馬鹿の谷」、知恵の深さに気づき自信を失う「絶望の谷」、成長を感じて自信を持ち始める「啓蒙の坂」、成熟して適切な自己評価が行える「継続の大地」の4つの段階を踏むとされている。前期会議で模擬国連の難しさに直面することがあっても、それを成長の過程ととらえ、その「絶望の谷」を乗り越え、「啓蒙の坂」に到達して自信を持って欲しい、今後の模擬国連につなげて欲しいという思いからこのコンセプトを採用した。

議題選定理由

①対立構造がわかりやすい

先進国対途上国の比較的わかりやすい対立であり、議題自体は難しいが、議論の流れを理解しやすいのではないかと考えた。

②議題の理解が今後の会議につながる

この会議は、途上国の発言力が増していく時代の中で、公正な経済秩序を樹立することを目指して開催された。途上国と先進国の格差は他の会議でもよく扱われる重要な問題である。ここで経済格差に関する会議を経験することで、特に新入生の今後の模擬国連に役立つのではないかと考えた。

2. 会議の経過、成果文書について

事前交渉

コーラスの時間が短いことを踏まえて、事前交渉は活発に行われた。

先進国側では、国数が少ないともあり、先進国全体でのボトムラインのすりあわせを行い、先進国としてのボトム割れを避けるために動いていた。

途上国側では、主に文言案の作成が行われた。史実のアドホック委員会で作成されたアドホック案を元にした文言案が作成され、それに各国が持つ懸念を解消する形で途上国全体としての文言案を作成した。事前交渉の最後にこの文言案が先進国を含めた全ヶ国に共有され、コーラスの議論もこの文言案をたたき台にして行われた。

インフォーマル

大論点 1：既存の国際社会における会合と条約などの列挙と新国際経済秩序の必要性

先進国側は、完全に新しい経済秩序は時期尚早であり、現在の秩序(GATT, 国連開発の 10 年など)の改善に努めるべきであると主張した。また、石油危機に関しては、石油の政治利用に対する懸念から、石油危機の対応を優先するべきだとした。

途上国側は、現在も経済格差が広がっていることや、今までの具体的措置に関する懸念をあげ、現在の秩序では格差是正には不十分であると主張した。

大論点 2：具体的な制度について

小論点 1：原材料や一次產品の貿易における扱いについて

この論点では、多くの途上国が輸出所得の相当の部分を依存している一次產品の貿易における扱いを改善するための具体的措置について話し合われた。

主に途上国 + 東側と先進国で主張が別れた。先進国は、各制度の実現可能性や効果に懸念があるなどの理由から具体的措置について部分的または全体的に反対した。途上国は、根拠とするものは異なったものの、具体的措置の導入について求めた。

陣営内で異なった部分は GSP、補償融資制度、緩衝在庫制度について、先進国はどれなら許容できるか、途上国は優先順位が異なった。

小論点 2：関税・非関税障壁の撤廃について

この論点では時間の都合上、各国に主張を文面で提出してもらい、それをまとめたドキュメントを提出することで主張フェーズをカットし、質問回答懸念フェーズのみ行った。

この論点では主に、関税、非関税障壁の撤廃とセーフガードの実施要件について話し合われた。

先進国は関税、非関税の撤廃は不必要であり、セーフガードは自国の産業を守るための規定であるから、その要件を差別化することはできないという主張をした。

途上国は関税障壁、非関税障壁の緩和または撤廃を主張した。セーフガード要件は途上国と先進国で差別化することを求めた。関税障壁と非関税障壁のどちらを重要視しているかという優先順位や、それぞれの貿易障壁について求めていることが緩和か撤廃かについて主張にばらつきがあった。

小論点 3：UNCTAD の権限について

この論点は時間の都合上、小論点 2 と同様の各国の主張をまとめたドキュメントを配布するのみでインフォーマルは行わなかった。

コーカス

コーカスでは事前交渉で解消しきれなかった陣営内交渉を行った後、途上国側から提出された文言案を元に全体でシッティングコーカスを行った。

シッティングコーカスでは、インフォーマルと重複する議論が見られたこと、主張の根拠が曖昧な部分があったことは反省点としてあげられるが、両陣営がある程度歩み寄ったことで、時間が少ない中で決議案を提出することができた。

成果文書＊末尾に添付

全体を通してみると、a 項「あらゆる既存の国際経済貿易体制や協定類を多角的に考慮する。」があることによって、先進国は今後これを元に言い訳をすることができるが、b 項の具体的な措置が史実より具体的で文言としては強くなっている。

以下、個々の条項における史実との主な違いについて述べる。

- ・ b 項(ii)では、「関税・非関税障壁、もしくはいかなる差別的措置を遅滞なく除去する」ことが定められた。史実では「遅滞なく」という文言はなかったため、史実よりも文言が強くなつたといえる。
- ・ b 項(v)では、貿易障壁から先進国が利益を得た場合について、史実では「途上国の主張を考慮すべきである」としていたところを「途上国に最大限返済するべきである」と文言が強くなつた。
- ・ 補償融資制度についての文言はなくなつた。
- ・ 緩衝在庫制度については、b 項(ix)において「国連総会において実施に向けてその可否を含めて検討する。」という文言が追加され、今後の議論につながる形となつた。
- ・ b 項(x)は、合成材料や代替品の生産に関する条文で、史実では「天然材料が市場の必要を満たしうる場合には、～」となっていた箇所が「天然材料が市場の必要を満たしていない場合には、～」に変更され、具体的な行動についても定められた。先進国が言い訳をできない形になったと言える。
- ・ e 項で、地理的に不利な発展途上国に対する緊急措置が追加された。

3. 会議総括・課題

会議設計側の反省点としては、①議題が前期会議には難しかったこと、②論点設計に考えが足りていなかつたことの 2 点があげられる。

まず①に関しては、NIEO は前期会議でやるにはリサーチの量が膨大で、難解すぎたと感じた。私の力量不足もあり、フロントやデリの負担が多くなってしまった。前期会議の立ち位置と自分の力量をよく考えて議題を決めるべきであったと痛感した。

②の論点設計に関しては、小論点 3 で、こちらのリサーチ不足から「この論点何話し合うの？」「UNCTAD の権限とは？」という混乱を生んでしまった。論点設計の段階で議論想定がしっかりとできていなかつたことが原因だが、時間の観点からもこの論点は入れるべきではなかつたと感じた。大論点 1 でこちらが予測していた時間を大幅にオーバーしてしまい、小論点 2, 3 の時間を大幅にカットすることになった。難しい議題の時は、会議時間やリサー

チの負担を考慮して論点の数は少なくするべきだと感じた。

会議参加者の反省としては、コーカスでの議論がインフォーマルの議論の繰り返しになってしまっている部分があった。今後の会議では、今回の反省を踏まえてインフォーマルを生かしたコーカスを目指していって欲しい。

私の力不足から会議設計に至らない点が多くあったが、デリの皆様、フロント、過去にNIEO の会議をつくられた先輩方をはじめとする多くの方々に助けていただき、この会議を終えることができた。最後にこの場を借りて、この会議に関わってくださった全ての皆様に心より感謝申し上げる。

(成果文書)

Declaration on the Establishment of a New International Economic Order

Sponsors(6): Algeria, Brazil, Cuba, Sudan, India, Indonesia, Iran, Venezuela ,

Signatories(3): Zambia,

3. 一般貿易

- (a) あらゆる既存の国際経済貿易体制や協定類を多角的に考慮する。
- (b) 発展途上国の交易条件の改善のため、また、発展途上国の慢性的な貿易赤字を解消するための具体的な措置。
 - (i) 国連貿易開発会議と第 2 次国連開発の 10 年のための国際開発戦略(決議 2626)をはじめとする既になされた公約の実施。
 - (ii) 先進国市場へアクセスするために、新たな関税・非関税障壁、もしくはいかなる差別的措置なしに、既存のこれら（関税もしくは非関税障壁ないしへいかなる差別的措置）を遅滞なく除去する。
 - (iii) 原材料と一次産品の世界市場を統制し、必要なものを安定させるために商品協定を速やかに締結すること。
 - (iv) 広範囲にわたる発展途上国の輸出関心のある商品全般についての公正で安定した市場を確保するため、発展途上国を含めた国際社会全体的に統一した指導原則を準備する。
 - (v) 発展途上国の商品が先進国の国内生産と競合する場合、各先進国は各製品の消費量の一定の割合を発展途上国の輸出品に対して割り当てる。関税と非関税障壁の除去(removal)と制限と制限的商慣行の除去(elimination) がなされるまでの間、さらに先進国が

これらの製品の輸入に適用される関税・租税、その他の保護措置から収入をあげる場合にはこれらの収入は発展途上国に最大限返済すべきである。

- (vi) 先進国は、発展途上国からの輸入の拡大を促進し、これによって公平な国際分業を可能にするために経済を構造上調整する。
 - (vii) 発展途上国の発展のニーズを考慮しながら商品に対する報酬のある公平な価格政策の一般原則を確立する。価格と市場が安定し得ない製品の輸出の場合、発展途上国の商品の最低報酬価格と実際の市場価格との間の差を発展途上国に対して支払うという目的で国際レベルの資金調達の取り決めを規定する。
 - (viii) 発展途上国の產品・半製品の輸出に対する一般特恵制度を実施し改善し拡大し、加工ないし半加工製品等を対象商品に含む。一般特恵制度の導入とその後に起るべき拡大の結果として一部の先進国において現行の関税上の利益を受けあるいは受けことになる発展途上国は、緊急の問題として、他の先進国市場に新たな機会を認められるべきであり、先進国は、これら発展途上国にとって、少なくともこれらの利益の享受を確保するに足る輸出機会を与える。
 - (ix) 発展途上国の生産及び消費を援助し、国際貿易全体としての拡大に寄与することを目的とした緩衝在庫とその資金調達を設け、国際金融制度、先進国及びそうするべき立場にある発展途上国がこれを融資することについて、国連総会において実施に向けてその可否を含めて検討する。
 - (x) 天然材料が市場の必要を満たしていない場合には、合成材料や代替品の生産性拡大のための新たな投資をするのではなく、途上国のあらゆる天然材料の更なる発掘、加工、製品化のための技術開発に投資するべきであり、先進国は天然材料の恣意的な価格操作を含む浪費を回避し、効率的な天然材料の運用に協力するべきである。
 - (xi) 発展途上国からの貿易を促進するため先進国は世界各国の経済発展のため発展途上国を優先し、合理的で公正かつ公平な貿易機会を作らなければならない。
- (c) (b)項の内容に即して UNCTAD において引き続き議論を行う。
- (d) 先進国と発展途上国との間の多角的貿易交渉は、発展途上国の非相互的、特恵待遇の諸原則を指導原理とするべきであり、また発展途上国が外貨収入の大幅増加、輸出の多様化、経済成長率の加速化を達成できるように、発展途上国の国際貿易のための持続的追加利益を追求する。
- (e) 後発発展途上国の輸出入能力を増大し、内陸発展途上国と同様、貿易能力を増大させ

るために島嶼発展途上国の不利な地理的立地条件による不利益を相殺するために講ずる緊急措置をとる。

(f) 商品の価格及び貿易

- (i) 全ての国は発展途上国から商品を公正な価格で輸入することを妨げる措置を取ったり、こうした政策を実施したりすること、あるいは発展途上国がこのような商品の価格を改善し、輸出を促進するためにとった合法的な諸措置や政策の実施を妨害したりすることをしてはならない。
- (ii) 先進国は発展途上国の商品の自由な流通、かつ商品輸入国の自由なアクセスを妨げる措置を取ったり、こうした政策を実施することをしてはならない。
- (iii) 上記二点が先進国およびその資本に構造的に抑圧されていると UNCTAD を含む国際社会が判断した場合、商品輸出国が自由に価格交渉、流通の決定を行える場を設けること。

名誉ある諸会員による寄稿

『名誉ある諸会員による寄稿』では、内容を指定しない自由寄稿の形式で寄せられた寄稿を掲載する

クライシス会議『香港動乱2019』企画書

匿名ひよけん民

概要

2019年に発生した香港における抗議行動、いわゆる「反送中運動」は、中華圏で発生した抗議運動としては1989年の天安門事件、2016年のひまわり学生運動と並んで大規模なものであり、香港における政治の在り方、香港や中国に対する国際的見方に多大な影響を及ぼすこととなった。その抗議運動は主に香港政府を対象にしていたが、香港政府の視点で言えば抗議運動への対処は勿論、中国の中央政府や西側諸国等、多くのアクターへの対処を含む極めて難しい政治の舵取りを強いられた時期でもあり、2019年の間に抗議運動内部で様々な変化が生じたのと同様、政府の対応方針についても幾度も変動が発生していたのがその難しさを物語っている。

その香港政府の事態対処過程のシミュレーションには、変化する事態を認識しどのように行動を変えるべきかに関する判断力が問われるのみならず、多くの考慮すべきステークホルダー間のバランスを最終的にどのように取るか、政策決定プロセスの中でも特に困難な問題に対処することになる故、一つの政治過程に対する学びにもなるであろう。故に、企画書として構想を残す

会議設計

議題：「反送中運動」を含む期間中のあらゆる抗議運動への対応

議場：行政会議（香港政府）

行政会議は行政長官の諮問機関であり、閣僚の他政党代表や企業代表、大学代表等が出席しうる。それ自体にはいかなる権限も与えられていないが、閣議の役割と利害調整の役割を併せ持つと言える。

会議時期

：2019年4月～2020年4月

会議時期には、史実における200万人を動員したとされる抗議運動中最大のデモ、香港立法会議場へのデモ隊突入、民主派が圧勝した区議会選挙の執行、抗議運動による死者の発生や勇武派の登場による抗議運動の過激化、香港理工大学や香港中文大学におけるデモ隊と警察の大規模衝突が含まれる。なお、2020年6月には事実上の「決着」ともいえる国安法が施行されるが、そのときまで会議を行っても良いかもしれない。

発生しうるクライシス

- ・デモ隊によるデモや政府施設等の襲撃、大学等の要塞化などの抗議運動
- ・中国中央人民政府による香港基本法改正（国安法制定を含むであろう）
- ・中国中央人民政府・人民解放軍香港駐留部隊による香港政府支援あるいは強制介入
- ・米英を始めとする外国政府によるアクターあるいは政府・行政区全体を対象とした制裁

クライシスルールとして、デモ隊の行動については時間経過やコマンド行使によって変動するデモ隊の増長度や不満度等の指標を設け、その指標によってデモの鎮静化から大規模デモ・大学占拠・政府施設襲撃等のクライシス発生を管理する方針が考えられる。アクターにとって最大の目標となるデモの鎮静化が発生する条件については慎重に検討するべきであろう。特に抗議行動後期のようにデモが分権的多発的に発生するような状態において、何を鎮静化と呼びそれをどのような条件で起こすのかについては特別な考慮を求められる。

その他のクライシスについては、重要度と発生回数を鑑みれば、発生した状況に応じて定性的に判断してもさほど問題ではないであろう。

想定アクター

行政長官 林鄭月娥

議長、並びに最終意思決定を担う。

政務司司長 張建宗

政府次席として警察指揮、法案制定、選挙の開催、中央や諸外国との関係を含む行政機関への指揮を総括する。

財政司司長 陳茂波

経済財政の責任者として、財政政策や経済制裁への対応を担当する。

律政司司長 鄭若驛

法務の責任者として、法律上の助言や逮捕された抗議活動者の起訴等を担当する。

上記三名は香港政府の最高幹部であり、その権限は行政長官に従属するものではあるが、行政長官が上記三名の同意を得ない決定を行った場合は制度上行政長官が一方的に決定を行った事実が記録され公開される故、その意見は政治的重みをもつ。基本的には、行政長官を含む4名で合意することで意思決定が進んでいくだろう。

政制及内地事務局局長 曾國衛

中央政府との折衝並びに選挙の執行を始めとする香港基本法の問題を扱う。

保安事務局局長 李家超

治安政策の責任者として警察の行動方針を決定し、また「反送中条例」改正手続きを管轄する。

警務処長 鄧炳強

警察の長として警察を指揮し治安維持を行う。

上記3名には、詳細で具体的なコマンドを与え、事態対処の前線に立つ役割を担わせるのが妥当であろう。

その他、行政会議にはオブザーバーとして大学理事長や大企業の長、各政党の代表等が出席することがあるため、必要に応じてアクターとしてもいいかもしれない。

有志会議『東ティモール情勢』

平松桂

1. 会議概要・目的

会議設計

議題: 東ティモール情勢: The situation in East Timor

議場: 安全保障理事会

決議番号: S/RES/389

設定日時: 1976年4月12日～1976年4月21日

議題解説

ポルトガルのエスタド・ノヴァ政権崩壊後、東ティモールではポルトガルとの連携制限を掲げるティモール民主連合(UDT)、反植民地主義を掲げ、即時完全独立を要求する東ティモール独立革命戦線(FRETIRIN)、インドネシアとの統合を主張するティモール民主人民協会(APODETI)が立ち上げられ、政党争いを行っていた。

1975年11月、一部の東ティモール人民の声を掲げ、インドネシア軍が東ティモール本土に侵攻し、全土を制圧した。これに対して安全保障理事会は1975年12月12日、インドネシアの即時停戦を求める決議S/RES/384を採択する。

にもかかわらず、1976年7月インドネシアが東ティモールの併合を宣言する。これに対して行われた会議が当会議である。

史実においては、総会決議1514(XV)に基づく自決の再確認、東ティモール人民の領土の一体性の尊重、インドネシア軍の撤退、事務総長の報告書の提出などの文言が盛り込まれた。

議題選定理由・目的

・東ティモール情勢を選定した理由

東ティモール情勢は国連や安保理の成功事例として語られることが多い。

国連の派遣したPKOが東ティモールの混乱を収束させ、独立達成や国家建設において重要な役割を果たしたからである。これには多くの国の協力や貢献があった。

加えて、東ティモールは独立後諍いのあったインドネシアやオーストラリアと（そうせざるを得ないという状況もあるだろうが）友好的な関係を築いている。

夢物語かもしれないが、これらの過去は現在混乱する世界情勢の解決のヒントになるかもしれない。そういう意味から、この議題について深く考えてほしいと考え、この議題を選定した。

模擬国連はそのゲーム性、が魅力の一つであることは間違いないが、それだけでなく議題

を通じて現在起こっている情勢に目を向け、解決の糸口を探ることにこそ意義があると筆者は考える。それらの意義を今会議ではデリに感じてほしく、この議題を選定した。

・S/RES/389 を採用した理由

東ティモールが独立するにあたって、転換点となる決議はいくつか見受けられた。例えば、東ティモールの国連加盟を承認する A/RES/57/3 や、脅威認定、PKO 派遣が盛り込まれた S/RES/1272 などである。

それらの中から今会議 S/RES/389 を採用した理由は二つある。

一つ目は、対立軸である。一部 AA 諸国の尖った主張やアメリカ・日本などの特殊な動きを見せる国、独自の路線を進むポルトガルやパキスタンなど様々な各国思惑が見られ、手応えのある会議になると考えた。

二つ目は、難易度である。これより先の時代に進むと、史実以前の決議を踏まえる必要があり、リサーチの量が増える上に、PKO 派遣に関する議題理解が必要となってくるため、難易度が跳ね上がる。

この時期は代替わりして間もない時期であることや強化会議や他の有志会議や北陸大会、期末試験などと重なることを鑑みて、リサーチ量を比較的抑えられるこの決議を採用した。

2. 会議経過、成果文書について

インフォーマル

今会議は大論点を一つ定め、それを深めていくという方式をとった。「東ティモールに対する現状と対応」という大きな論点で議長が定めた進行方針に従ってそれらについて議論を行った。

ガイアナから FRETILIN がすでに国家要件を満たしている、インドネシアの行為は「侵略」であるなど強気な主張が見られ、それらに反論するインドネシア、インドネシアを「評価が分かれる」などソフトな文言で擁護するアメリカ、日本、独自の路線を進む、ポルトガル、パキスタンなどの主張に分かれた。

インドネシアとしては的確な反論や侵攻の釈明が求められたが、やや苦しい時間となつた印象である。

コーカス

パキスタン、ガイアナが文言案を作成しており、それらを選択するところからコーカスがスタートした。パキスタンは 5 段階のグラデーションをかけた文言案を用意しており、状況に応じてそれらを的確に使い分け、独自の国益を達成することに重きを置いた文言案を議場益として提示することで合意を集めた。

オブザーバーという難しい立場であるはずのポルトガル、オーストラリアも積極的に交渉を行っていた。USSR は仲介役としてうまく機能しており、近すぎず遠すぎずの外交で議場をコントロールしていた。

この流れでパキスタン案で合意を集めたが、ディレクチェックにてインドネシア撤退決議の文言がテクニカルなミスで落ち、続くアメンドメントにおいてもフロント想定のフォーマットではなかったことから、成立しなかった。

よって、オリジナルの DR であるパキスタン案で採択をかけ、反対なしで可決された。インドネシアは思わぬ形で国益をえたことになる。

The Security Council,

1975 年 12 月 22 日の決議 384(1975)を想起し(Recalling),

1976 年 3 月 12 日の事務総長報告(S/12011)を検討し(Having examined), ポルトガルとインドネシアの代表の発言を聴取し(Having heard),

国際連合憲章の原則および 1960 年 12 月 14 日の総会決議 1514(XV)に含まれる植民地国及び人民への独立付与に関する宣言 1970 年 10 月 24 日の総会決議 2625(XXV)に含まれるに従い、東ティモール人民の自決および独立に対する不可侵の権利を再確認し(Reaffirming),

東ティモールの人民が自決権を自由かつ平和的に行使することを可能にする条件を創出するために国連及び施政国があらゆる努力を払うべきことを認識し(Realizing),

東ティモールで緊張状態が続いている状況に終止符を打つ緊急の必要性を認識し(Recognizing),

東ティモールでの悪化する状況および文民の犠牲を憂慮し(Regretting),

1. 全ての国に対し、総会決議 1514(XV)に従い、東ティモールの領土保全および同人民の自決の不可侵の権利を尊重するよう要請する(Urges);

2. 人民の自決の不可侵の権利に基づき、この原則が、国連の関連決議に従って、東ティモール人民の自由かつ外部からのいかなる干渉も受けずに意思表明する機会を保証し許可することができる条件下で適用される必要があることを強調する(Emphasizes);

3. 事務総長に対し、東ティモールの自決の達成のために、あらゆる当事者や関係者、植民地及び人民への独立の付与に関する宣言の実施の状況についての特別委員会と協議して東ティモールでの戦闘行為の停止を実現させるための必要な手配をとることを要請する(Urges);

4. さらに、事務総長に対し、本決議の実施状況を追跡し、できるだけ早く報告書を安全保障理事会に提出するよう要請する(Urges);

- 5.施政国であるポルトガル政府に対し、東ティモール人民が完全かつ自由に自決する権利を行使できるように、すべての関係者と協議して、直ちにすべての必要な措置をとることを要請する(Urges);
- 6.すべての国に対し、現存する状況の平和的解決を達成し、かつ、同地域の自決の達成を促進するため、国際連合と全面的に協力するよう要請する(Urges);
- 7.東ティモールの混乱を収めるための、当事者や関係者を含む多国間の努力や決定を留意する(Reminds);
- 8.今後東ティモール情勢において情勢の悪化が進む場合、さらなる措置を検討する必要性を確認する(Affirms);
- 9.この状況を引き続き把握することを決定する(Decides).

3.会議統括・課題

デリ全体に言えることとしてはこの会議のために組まれた進行方針に戸惑いつつも食らいについていくデリの姿が印象的であり、主張の際もリサーチを活かした独自の主張をそれぞれの形で行なっていた。議場全体において予想できない問題が生じたが、それにもうまく対応していたデリが多かった印象である。この会議において、デリの皆さまが得るものが一つでもあれば幸いである。

ディレク個人の反省として、アメンドメント作成の際の明確な基準を示しておらず、それによって混乱を招いたことを挙げる。アメンドメントの作成に関する問題は以前副ディレクとして会議に参加した際にもぶつかった問題であるため、それを活かしきれなかったことが悔やまれる。

最後に、会議やテスト、卒論などそれぞれ忙しい時期ではあったが、尽力していただいたフロントならびに参加していただいたデリ、興味を持っていただいた当セク・見学の皆さんにこの場を借りて深い感謝の意を表する。

寄稿募集のご案内

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。

寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

* 本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではありません。

* 本誌の内容の無断転載はお断りします。

* 実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイト (jmun.org) をご覧ください。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2024 年度 第 1 号 前期会議編

発行日：2024 年 9 月 17 日

発行者：日本模擬国連代表部
